

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

2023年度事業報告

(自：2023年4月1日 至：2024年3月31日)

定款第3条の「本協会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする」を達成するため、定款第4条に基づき、次の具体的事業に取り組んだ。

1. 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業

1) 精神障害者等の権利擁護に関する施策提言等に関する事業

(1) 精神障害者の権利擁護に関する具体的な施策提言をはじめ、精神保健医療福祉を主とした障害保健福祉制度改革に係る意見表明等（「2023年度提出要望書・見解等」参照）

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に対する意見

○出入国管理及び難民認定法の改正に対する声明（日本ソーシャルワーカー連盟）

○北海道江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会における「不妊処置」に関する声明（日本ソーシャルワーカー連盟）

○犯罪被害者支援窓口における支援の充実に向けた要望について

○「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の改正に関する意見

○2024（令和6）年度診療報酬改定に関する要望について

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

○ムンター・アミラ氏の即時釈放要求について（日本ソーシャルワーカー連盟）

○群馬県桐生市における不適切な生活保護行政に対する声明（日本ソーシャルワーカー連盟）

○「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（案）」に関する意見

○【見解とメッセージ】滝山病院入院患者虐待事件に関する調査報告書及び虐待防止提言書の公開を受けて

○精神障害のある刑務所出所者等の支援に関する意見書

○第8回精神保健フォーラム宣言（精神保健従事者団体懇談会）

(2) 改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成（厚生労働省令和5年度障害者総合福祉推進事業）

改正精神保健福祉法によって措置入院者も退院促進措置の対象となり、地域援助事業者の紹介義務化、入院者訪問支援事業の情報提供等、退院後生活環境相談員を中心として実施すべき業務が拡大している中、退院促進措置を有効に実施できるよう「退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン」及び当該ガイドラインに基づいた「モデル研修プログラム」を作成した。

[成果物] <https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/202403r5houkoku.html>

(3) 障害者総合支援法報酬改定等にかかる政策提言

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に対する意見」による厚生労働省との意見交

を行い、内容は主に「精神科病院からの地域移行と地域生活の定着の着実な推進に向けて」「共同生活援助における一人暮らし等に向けた支援の充実に向けて」として、地域相談支援、

自立生活援助、共同生活援助、地域生活支援拠点等への意見を提言した。

(4) 「一人暮らし等を希望する利用者に対する支援のための通過型グループホーム活用ハンドブック及び人材育成プログラムの開発」の検討

共同生活援助における一人暮らし等に向けた支援の充実が国で議論される中、また、共同生活における虐待等ネガティブな報道も増える中、地域づくりにもコミットし、利用者を一

人の地域住民として支援するためのノウハウ等をまとめたハンドブックを作成し、かつ研修を実施する方向性をまとめ、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）の2024年度助成事業に申請、決定した（2024年度実施）。

(5) 「精神保健医療福祉の将来ビジョン」の普及啓発

①本協会及び精神保健福祉士が目指す20年後の社会を言語化した「精神保健医療福祉の将来ビジョン」（以下「将来ビジョン」という。）を作成した背景、検討・議論の経過等が分かりやすく伝わるよう創意工夫を凝らして2021年度に作成した動画をウェブサイト継続掲載し、構成員への普及啓発に努めた。

[URL] <https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2022/vision.html>

②本協会の封筒（角2、長3）に将来ビジョンのスローガン「すべての人に、『コノ邦ニ生キル幸セ』を。」を継続掲載し、構成員をはじめ関係者等への普及啓発に努めた。

(6) 将来ビジョンの達成に向けた長期目標及び中期計画への取り組みの把握

将来ビジョンの達成に向けて、2032年度までに達成すべき長期目標と2022年度から2026年度までの5か年度を計画年度とした「人材育成」、「組織強化」、「政策提言」の3つの柱における具体的な取り組みを掲げた中期計画について、2023年度における各種会務・事業を分類・整理し、具体的な取り組みの把握に努めた。

(7) 「社会的復権を語ろう月間」の設定及び普及啓発

2022年度から「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会宣言（第18回札幌大会）」、通称「札幌宣言」を公表した6月を各地で精神障害者の権利擁護について語り合う「社会的復権を語ろう月間」と定め、ウェブサイト等を通じて、構成員をはじめとした精神保健福祉士に対して自らの実践の点検や精神科病院での社会的入院の解消を呼び掛けた。

また、普及啓発の一環として、第58回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第22回日本精神保健福祉士学会学術集会の会場に「社会的復権の樹」のコーナーを設営し、参加者の想いを「葉」に書き込んで「社会的復権の樹」を育てる等のイベントを実施、「社会的復権」に向けた実践や考え方等が300件近く寄せられた。

(8) 「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業の実施（厚生労働省令和5年度自殺防止対策事業）

新型コロナウイルス感染症の影響等により2020年に自殺者数が再び増加に転じ、その後も高止まり傾向となっていることを踏まえ、国及び地方自治体を実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」における夜間の電話相談体制を補完・強化することを通して、自殺防止に資することを目的として実施した。

具体的には、全国を6つに区分したブロック毎に相談拠点を設置し、相談拠点を設置した宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県に所在する関係団体等の協力（業務委託等）の下、月曜日から金曜日（祝日含む）の18時30分から22時30分（電話受付は22時）までの4時間、相談援助専門職（精神保健福祉士、公認心理師等）による電話相談対応を行った。

[総受電件数] 20,607件（1日平均79.3件）（2024年3月末時点）

[希死念慮相談] 3,107件（6.6件に1件程度）／相談者本人2,986件、相談者の家族・友人等121件

[通報件数] 47件（通報に至ったのは希死念慮相談の約1.5%）

2) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業

本協会が設置する認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下「クローバー」という。）を主体として、候補者名簿登録者からの成年後見人等の推薦や、受任した成年後見人等への支援及び監査等を実施した。

(1) 登録者の確認と家庭裁判所への広報活動・名簿提出

[登録者] 243人（2024年3月31日現在）

(新規登録者) 32人 (登録抹消者) 10人 (昨年度同月登録者数) 223人

[家庭裁判所への名簿登載依頼] 139か所

- (2) 候補者名簿登録者からの成年後見人等の推薦
受任相談累計数 530 件中、候補者 308 人を推薦した。
- (3) 受任者へのサポート
クローバー事務局にて受任者からの相談を 10 件受理し、運営委員会より返答した。
- (4) 登録者同士の連携強化・アンケート調査の実施
 - ・登録者の集い(任意活動)の開催に協力した(東京都、神奈川県、静岡県、大阪府)。
 - ・2023年6月19日～7月8日:一部都府県で実施されている「登録者の集い」について登録者の現状認識と今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施し、クローバー専用ウェブサイトの結果を掲載(2023年8月30日付)した。
- (5) 成年後見制度普及啓発と登録者開拓(養成研修(入門編、応用・実務編)の企画・運営、事前講義視聴とオンライン演習)
 - ・2023年11月2日:第58回全国大会・第22回学術集会(愛媛大会)プレ企画2「意思決定支援～その人らしい生き方と安心を支える成年後見制度～」へクローバー運営委員が講師として登壇した。
 - ・2023年6月25日、9月10日:養成研修入門編(課題別研修)を実施し、受講者110人(前年度比9人増)が修了した。
- (6) 登録者の研鑽(継続研修の企画・運営、オンライン研修)
 - ・2023年10月7日、11月26日:継続研修を実施し、登録者90人が修了した。
 - ・養成研修入門編、応用・実務編への聴講制度に登録者23人が受講した。
 - ・継続研修未受講者を対象とする学習課題に登録者148人が修了した。
 - ・2023年11月9日:研修事業の見直しミーティングを実施した。
- (7) 家事関係機関連絡会等への参加
東京家庭裁判所主催の後見人等候補者推薦団体との意見交換会への出席や福岡家庭裁判所久留米支部、鳥取家庭裁判所、福井家庭裁判所の訪問、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート第29回定時総会や日本司法書士会連合会他主催の「令和6年新年賀詞交歓会」に出席した。
- (8) 講演依頼への対応
 - ①令和5年度名簿更新者向けセミナー「精神障害者の対応と退院支援・地域生活を支える社会資源」
[主催] 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
[日程] 2023年11月22日
 - ②講演会「成年後見制度の基本的な理解とその実際」
[主催] 愛知県刈谷市障害者支援センター [日程] 2024年3月16日
- (9) クローバーNEWSの発行
[第51号] 2023年4月 [第52号] 2023年7月 [第53号] 2023年9月
[第54号] 2023年12月 [第55号] 2024年3月
- (10) クローバーハンドブックの改訂(第16版)
- (11) 中核機関・都道府県ぱあとなあとの事業連携
 - ・2023年4月19日:尾張北部権利擁護センター専門職協力者名簿の運用に関する意見交換
 - ・2023年7月1日:クローバーかながわとばあとなあ神奈川による意見交換会
- (12) 都道府県協会移譲委託検討小委員会の開催等
都道府県精神保健福祉士協会等(以下「都道府県協会」という。)への受任調整等の業務の部分委託を検討し、クローバー設置運営規程の改正案を作成した。また、部分委託の試行的取り組みとして、一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会「クローバーとちぎ」との定期協

議や一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会への受任調整等部分委託の試行的取り組み案を紹介した。

(13) 報告様式・相談受付検討小委員会の開催等

登録者が利用しやすく、寄せられた課題や好事例を登録者や構成員、関係者へ発信できるよう、現行の報告様式や相談受付のあり方の見直しを行った。また、クローバー登録者受任細則の改正案を作成した。

(14) 登録者フォローアップ小委員会の開催等

専門職後見人の養成団体として、受任して間もない登録者へのOJTや登録者の後見活動の質の向上を行う取り組み等体系的なサポートシステムの検討を行った。

(15) その他

後見活動に特化した精神保健福祉士賠償責任保険や個人事務所を有している人の情報管理及び証明書発行等事務、被災した登録者への登録費減免措置に関して検討した。

2. 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

1) 「生涯研修制度基本要綱」に基づく各種研修事業

本協会構成員の自己研鑽の継続性を確保し、個々の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉の発展に寄与するため、「生涯研修制度基本要綱」に基づく生涯研修制度（3体系）による各種研修事業を実施した。

(1) 基幹研修

①基礎研修（新規入会者）

〔修了者〕613人（構成員ハンドブックに基づく自己学習）

②基幹研修Ⅰ

次の都道府県協会に委託して実施した。

〔委託先〕北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

〔修了者〕514人（構成員：390人、非構成員：124人）

③基幹研修Ⅱ

次の県協会に委託して実施した。

〔委託先〕宮城県、栃木県、千葉県、静岡県、奈良県、岡山県、香川県、鹿児島県

〔修了者〕263人

④基幹研修Ⅲ

<第54回>〔日程〕2023年9月15日（金）～10月11日（水）、10月22日（日）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及びZoom〔修了者〕82人

<第55回>〔日程〕2023年10月6日（金）～11月1日（水）、11月12日（日）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及び対面〔修了者〕15人

<第56回>〔日程〕2023年12月14日（木）～2024年1月24日（水）、2月3日（土）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及びZoom〔修了者〕63人

⑤更新研修

<第87回>〔日程〕2023年9月29日（金）～10月18日（火）、10月29日（日）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及びZoom〔修了者〕12人

<第88回>〔日程〕2023年10月13日（金）～11月12日（日）、11月23日（木・祝）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及びZoom〔修了者〕24人

<第89回>〔日程〕2023年10月27日（金）～11月29日（水）、12月10日（日）

〔方法〕事前視聴（eラーニング）及びZoom〔修了者〕19人

- <第90回> [日 程] 2023年11月10日(金)～12月6日(水)、12月17日(日)
[方 法] 事前視聴(eラーニング)及び対面 [修了者] 16人
- <第91回> [日 程] 2023年12月8日(金)～2024年1月8日(月)、1月20日(土)
[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom [修了者] 31人
- <第92回> [日 程] 2023年12月27日(水)～2024年2月7日(水)、2月18日(日)
[方 法] 事前視聴(eラーニング)及び対面 [修了者] 28人
- <第93回> [日 程] 2023年12月27日(水)～2024年2月21日(水)、3月3日(日)
[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom [修了者] 97人
- <第94回> [日 程] 2024年2月7日(水)～3月6日(水)、3月17日(日)
[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom [修了者] 68人

(2) 養成研修(公益財団法人社会福祉振興・試験センター2023年度精神保健福祉士リーダー研修助成事業)

①第19回認定スーパーバイザー養成研修

<基礎編>

[日 程] 2023年8月4日(金)～6日(日) [方 法] Zoom [修了者] 15人

<実践編における研修>

○対面開催

[日 程] 2024年2月11日(日)

[場 所] リロの会議室「飯田橋」(東京都新宿区) [修了者] 13人

○代替課題

[個別面談日程] 2024年2月27日(火) [方 法] Zoom [修了者] 1人

②認定スーパーバイザー更新研修

<第21回>

[日 程] 2023年10月1日(日) [場 所] 国際ファッションセンター(東京都墨田区)
[修了者] 6人

<第22回>

[日 程] 2023年12月9日(土) [方 法] Zoom [修了者] 12人

③認定成年後見人養成研修[応用・実務編][再掲]

[日 程] 2023年12月19日(火)～2024年1月7日(日)、1月28日(日)

[方 法] 事前視聴(eラーニング)及びZoom [修了者] 56人

(3) 課題別研修

①精神保健福祉士実習指導者講習会(3回)

<第1回>

[日 程] 2023年6月9日(金)～11日(日) [方 法] Zoom [修了者] 90人

<第2回>

[日 程] 2023年7月15日(土)～17日(月・祝) [方 法] 同上 [修了者] 84人

<第3回>

[日 程] 2023年9月16日(土)～18日(月・祝) [方 法] 同上 [修了者] 92人

②ストレスチェック実施者研修(2回)

<第1回>

[日 程] 2023年5月21日(日) [方 法] Zoom [修了者] 81人

<第2回>

[日 程] 2023年6月4日(日) [方 法] 同上 [修了者] 73人

③認定成年後見人養成研修[入門編](2回)[再掲]

<第1回>

[日 程] 2023年5月12日(金)～6月4日(日)、6月25日(日)

- [方 法] 事前視聴 (e ラーニング) 及び Zoom [修了者] 60 人
 <第2回>
 [日 程] 2023 年 8 月 2 日 (水) ~25 日 (金)、9 月 10 日 (日)
 [方 法] 同上 [修了者] 50 人
- ④精神保健福祉士のためのセルフケア研修 (一般社団法人日本産業精神保健学会共催)
 [日 程] 2024 年 2 月 24 日 (水) [方 法] Zoom [修了者] 68 人
- ⑤心のケア相談研修 (厚生労働省令和 5 年度こころの健康づくり対策事業)
 <第1回>
 [日 程] 2023 年 8 月 18 日 (金) 9 月 5 日 (火)、9 月 12 日 (火)
 [方 法] 事前視聴 (e ラーニング) 及び Zoom [修了者] 99 人
 <第2回>
 [日 程] 2023 年 9 月 4 日 (月) ~24 日 (日)、10 月 3 日 (火)
 [方 法] 同上 [修了者] 111 人
- ⑥心のサポーター指導者養成研修 (国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター共催)
 [日 程] 2023 年 11 月 2 日 (木) [場 所] 愛媛県県民文化会館 (愛媛県松山市)
 [修了者] 67 人
- ⑦ソーシャルワーク視点による精神障害者のための就労支援研修 (2023 年度日本財団助成事業)
 <第1回>
 [日 程] 2024 年 1 月 13 日 (土) [場 所] リロの会議室「飯田橋」(東京都新宿区)
 [修了者] 60 人
 <第2回>
 [日 程] 2024 年 2 月 17 日 (土) [場 所] 第一セントラルビル 3 号館 (岡山県岡山市)
 [修了者] 55 人
- ⑧退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ (厚生労働省令和 5 年度障害者総合福祉推進事業)
 <第1回>
 [日 程] 2023 年 12 月 19 日 (火) [場 所] 三宮研修センター (兵庫県神戸市)
 [修了者] 53 人
 <第2回>
 [日 程] 2024 年 1 月 28 日 (火) [場 所] ビジョンセンター市ヶ谷 (東京都千代田区)
 [修了者] 63 人
- 2) 認定スーパーバイザーの養成及び質の担保に関する事業
- (1) 認定スーパーバイザーの登録・更新・取消
 [認定スーパーバイザー登録状況] 128 人 (2024 年 3 月 31 日現在)
 (新規登録者) 14 人 (2023 年度登録期限者のうち登録更新者) 24 人 (登録取消予定者) 4 人
- (2) 認定スーパーバイザー更新研修シラバスの改訂
 今後の全国でのスーパービジョン実践の拡大を念頭に、認定スーパーバイザーの担う役割なども考慮しながら「認定スーパーバイザー更新研修シラバス」の改正を検討し提案内容をまとめた。
- (3) 認定スーパーバイザー向けグループスーパービジョン勉強会・交流会の開催
 ブロック別グループスーパービジョン (GSV) の実施に向け、全国の認定スーパーバイザー (認定 SVR) を対象にした勉強会・交流会をオンラインにて開催した。内容は、2022 年度作成の「ブロック・都道府県においてオンラインによる GSV を実施するための手引き」(以下「手引き」という。)を元に GSV のセッション動画の視聴を通じて具体的なスーパービジョンの進め方を共有するとともに、ブロック別の実施を念頭に入れ、ブロック内の認定 SVR 同士のネットワークづくりを意識した演習を行った。

<開催日と参加対象ブロック>

[第1回] 2023年8月27日(日) 東海・北陸/近畿/九州・沖縄(26人)

[第2回] 2023年9月3日(日) 北海道/東北/関東・甲信越/中国/四国(31人)

(4) ブロック別グループスーパービジョンの実施

<九州・沖縄ブロック>

九州・沖縄ブロックの認定SVR3人及び認定SVR養成委員会2人で構成する運営委員会を3回開催し、GSV体験会として、次の通り実施した。

[GSVオリエンテーション] 2024年2月19日(月)

[GSV] 2024年3月5日(火)

[参加者] スーパーバイザー: 8人、スーパーバイザー: 4人、事務担当: 1人

[運営委員会開催回数] 3回

<関東・甲信越ブロック>

関東・甲信越ブロックの認定SVR2人と認定SVR養成委員会2人により、GSV実施に向けた打合せを1回行った。

<東海・北陸ブロック>

東海・北陸ブロックの認定SVR9人と認定SVR養成委員会3人により、GSV実施に向けた打合せを1回行った。

(5) 「ブロック・都道府県においてオンラインによるグループスーパービジョンを実施するための手引き」改訂

手引きを活用したブロック別GSV体験会や勉強会・交流会において、認定SVRからの本手引きに対する意見などの聞き取りを踏まえて、第2版への改訂作業を行った。

3) 精神保健福祉士の資質向上に関する事業

(1) 認定精神保健福祉士の新たな更新制度の具体的な設計

新たな更新制度を設計し、2023年度10月から運用を開始した。また、新たな更新制度の運用開始と併せて、構成員全員が登録し、利用できる「私の研鑽データ」(研鑽管理システム)を開発するとともに、次の媒体を策定・改正を行った。

○認定精神保健福祉士の取得・更新のための手引き及び単位ガイドラインの策定

○「私の研鑽データ」周知のための資料・動画、簡易操作マニュアルの作成

○新更新研修シラバス・テキスト改訂(ソーシャルワーク論、精神保健福祉制度・政策論Ⅲ、私たちの成長に利用できる社会資源)及び講義動画の作成、事前課題レポート様式及び演習内容の刷新

○生涯研修制度関係関連規程の改正

(2) 認定精神保健福祉士の新たな更新制度の周知及び認定精神保健福祉士取得の促進

新たな更新制度を周知するためのポスター作成、研修センターだより「Start Line」への連載(3回)、都道府県支部総会等での放映用動画の作成、「新更新制度に係る都道府県担当者向け説明会」の開催、都道府県支部長・事務局長会議、ブロック会議等での進捗状況の周知を行った。

○新更新制度に係る都道府県担当者向け説明会

[日程] 2023年8月11日(金・祝) [方法] Zoom [参加者] 80人

(3) 自己研鑽支援ツール「さくらセット」活用方法の普及

新たな更新制度の一部に含まれる「さくらセット(精神保健福祉士のキャリアラダーとワークシート)」の活用方法について、都道府県協会の研修会に講師を派遣した。

4) 「精神保健福祉士実習指導者講習会」開催連携事業

精神保健福祉援助実習におけるより多くの指導者の資質向上と質の高い精神保健福祉士の養成等に貢献すべく、本協会が実施してきた「精神保健福祉士養成担当職員研修事業」(厚生労働省補助金事業/2010~2014年度)による「精神保健福祉士実習指導者講習会」(以下「実習指導者講

習会」という。)により蓄積した実習指導者講習会実施に係る知識や技術について、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に加盟する精神保健福祉士養成施設等を経営する学校法人等に提供する事業を実施した。

[連携先] 星槎道都大学(北海道)、東北福祉大学(宮城県)、日本福祉教育専門学校(東京都)、大阪保健福祉専門学校(大阪府)、沖縄福祉保育専門学校(沖縄県)

5)「研修センター」設置運営事業

(1)生涯研修制度の実施運営

①基幹研修関係

ア. 基幹研修Ⅰ及びⅡの都道府県協会への委託実施の調整

イ. ブロック会議への基幹研修委託実施状況及び基幹研修修了者状況の報告、次年度以降の都道府県単位及びブロック単位等での委託実施に関する協力要請のための研修企画運営委員の派遣

ウ. 基幹研修Ⅰの未実施地域に所属する構成員への研修受講機会確保のための調整等

エ. 基幹研修Ⅱ・Ⅲ・更新研修の講師及び研修企画運営委員等による対面研修及びオンライン研修に係るプログラムの企画立案・開催に係る事務的実務、当日の運営、受講者アンケート及び研修スタッフによるモニタリングの実施

オ. 基幹研修Ⅲにおけるオンライン演習を側面的にサポートする演習サポーターの募集及び選定(延べ応募者数14人/延べ担当者数7人)

カ. 委託事業における研修開催時の非常時対応のためのスマートフォンの貸与

②養成研修・課題別研修

ア. 研修企画運営委員等による研修プログラムの企画立案・開催に係る事務的実務、当日の運営、受講者アンケート及び研修スタッフによるモニタリングの実施

イ. 一部研修の助成金等による実施(事業目的、実施計画、実施により得られる成果の活用方法及び予算案等の作成、事業実施報告書の作成等)

ウ. 「認定スーパーバイザー」の情報公開のための事務手続きと研修センターだより「Start Line」での周知による構成員のスーパービジョン機会の提供

エ. ブロック別GSVの展開にむけて、認定SVRのための手引きをもとに、認定SVR向けGSV勉強会・交流会を開催するとともに、認定SVRからの手引きに対する意見などの聞き取りを踏まえた改訂(第2版)作業を実施

オ. 関東・甲信越、東海・北陸、九州・沖縄の各ブロックにてGSV実施に向けた具体的な検討を開始。特に、九州・沖縄ブロックでは手引きを基にスーパーバイザーを募集したGSV体験会を開催

カ. 中期計画に基づく実習指導者目標養成数10,000人達成を目指した「精神保健福祉士実習指導者講習会」受講者テキスト増刷と演習の微修正作業(第9刷第2回)

キ. 実習指導者講習会におけるオンライン演習を側面的にサポートする演習サポーターの募集及び選定(延べ応募者数115人/延べ担当者数100人)

③研修基準関係

研修認定精神保健福祉士、認定精神保健福祉士、認定スーパーバイザー、クローバー登録者からの更新に必要な研修の受講期間延長申請の受付等

(2)広報活動の展開

①ウェブサイトによる各種情報の提供

②研修センターだより「Start Line」を6回発行し、認定制度推進委員会担当による連載「新たな更新制度(3回)」及び研修企画運営委員会を中心に実施する各種研修開催案内を掲載した。

[No.85] 2023年5月15日 [No.86] 2023年7月15日 [No.87] 2023年9月15日

[No.88] 2023年11月15日 [No.89] 2024年1月15日 [No.90] 2024年3月15日

③関係団体を通じた各会員への研修案内周知の依頼

(3) 研修センター会議の開催

精神保健福祉士の資質向上に向けた今後の取り組みに向けて、研修センターに設置された研修企画運営委員会、認定制度推進委員会、認定スーパーバイザー養成委員会及び養成研修の1つを担当するクローバー運営委員会それぞれの現状と課題の共有、認定精神保健福祉士の新たな更新制度の実施に向けた具体的な制度設計等を行い、多様な研鑽機会の積み上げ等を記録する研鑽管理システム「私の研鑽データ」を開発した。

3. 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

1) 精神保健福祉士への苦情対応事業

(1) 苦情処理規程に基づく苦情申立への対応

倫理委員会において、苦情処理規程に基づき、構成員に対する苦情申立の処理（苦情申立書の受理、審査開始の判断、申立人・被申立人への聴取調査、審査報告書の作成等）を行った。

[申立件数] 3件（埼玉県、神奈川県、静岡県・京都府）

[審査開始件数] 2件（埼玉県、静岡県・京都府）

[却下件数] 1件

(2) 「苦情処理規程」改正案の作成

苦情処理規程に基づく苦情対応制度の具体的かつ実効的な仕組みや体制のあり方について検討を行い、本規程の各規定の見直しを行い、改正案を作成した。また、それに付帯する各種様式及び資料の作成を行った。

(3) 電話等による精神保健福祉士への苦情等への対応

事務局に電話等で寄せられる精神保健福祉士への意見・相談・苦情について、事務局員が傾聴・記録し、必要に応じて適切な相談先の紹介や常務理事による対応、苦情申立制度の案内等を行った。

2) 「精神保健福祉士の倫理綱領」の改訂検討事業

(1) 「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂の検討

次の点を中心に論点整理を行った。

① 「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂の必要性について

ア. 改訂が必要な理由（なぜ改訂が必要か）、改訂の必要「無し」の場合もその理由

イ. 改訂が必要な部分（どのような改訂が必要なのか）

② 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」と「精神保健福祉士の倫理綱領」の関係性について

ア. 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）加盟他団体の倫理綱領及び関連文書の確認

イ. JFSW 加盟4団体の倫理綱領の比較検討

ウ. 「精神保健福祉士の倫理綱領」の歴史的経緯についての確認

エ. 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」との本協会の動きについての確認

③ 重要用語やターゲットの確認

ア. 「倫理綱領とは」等についての用語の概念・定義の確認

イ. 「精神保健福祉士の倫理綱領」のターゲットの確認

(2) 「精神保健福祉士の倫理綱領」と「ソーシャルワーカー倫理綱領」の比較検討

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」と「精神保健福祉士の倫理綱領」について、それぞれの構成、条文項目、条文内容の対照表を作成した。また、対照表を踏まえて両者の比較検討を行い、それらの重複や過不足等について吟味した。

(3) 「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂検討にかかる報告書の作成

「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂検討にかかる報告書を作成して理事会に提出した。

3) 「第58回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」開催事業 ※通算回数

構成員をはじめとした精神保健福祉士の資質向上と相互交流等を目的に、愛媛県支部及び一般社団法人愛媛県精神保健福祉士の協力を得て、次の日程等で開催した。

[テーマ] ミッション！社会的復権の実現～ソーシャルワーク実践の深化・進化・真価～

[日程] 2023年11月3日（金・祝）、4日（土） ※3日（金・祝）午前にプレ企画を開催

[場所] 愛媛県県民文化会館及び愛媛県身体障がい者福祉センター（愛媛県松山市）

[参加者] 912人（ボランティア等含む）

[後援] <国・自治体>

厚生労働省、愛媛県、松山市

<全国団体>

公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人日本精神神経科診療所協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本精神科看護協会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人日本精神衛生会、日本病院・地域精神医学会、一般社団法人日本作業療法士協会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、日本障害フォーラム、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、認定特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構、公益社団法人日本てんかん協会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、きょうされん、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会、全国精神保健福祉相談員会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本介護福祉士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国救護施設協議会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、公益社団法人日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会、公益社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本児童青年精神医学会、一般社団法人日本集団精神療法学会、一般社団法人日本精神保健看護学会、日本臨床心理学会、日本デイケア学会、国立精神医療施設長協議会、全国精神保健福祉センター長会、公益社団法人認知症の人と家族の会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、一般社団法人SST普及協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、日本精神障害者リハビリテーション学会、日本職業リハビリテーション学会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、社会福祉法人中央共同募金会、更生保護法人日本更生保護協会、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会、公益財団法人社会福祉振興・試験センター、株式会社福祉新聞社、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本言語聴覚士協会、一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会、公益社団法人日本発達障害連盟、公益社団法人全日本断酒連盟（順不同）

<愛媛県団体>

一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人松山市医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、愛媛県精神神経科診療所協会、一般社団法人愛媛県社会福祉士会、愛媛県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人愛媛県介護福祉士会、一般社団法人愛媛県介護支援専門員協会、一般社団法人日本精神科看護協会愛媛県支部、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県作業療法士会、愛媛県臨床心理士会、愛媛弁護士会、愛媛県司法書士会、一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会連合会、愛媛県精神保健ボランティア連絡協議会、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会、社会福祉法人松山市社会福祉協議会、愛媛県精神保健福祉協会、松山

保護観察所、南海放送株式会社、テレビ愛媛、あいテレビ、株式会社愛媛新聞社、株式会社エフエム愛媛、毎日新聞松山支局、愛媛県教育委員会、松山市教育委員会（順不同）

4) 「日本精神保健福祉士学会」事業

(1) 「第22回日本精神保健福祉士学会学術集会」の開催 ※通算回数

本協会内に設置する日本精神保健福祉士学会の学術集会として、「第58回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」との合同企画（主に分科会及びポスターセッション）及び運営等により、愛媛県支部及び一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会の協力を得て、同日程等で開催した。

(2) 「精神保健福祉」投稿論文の査読

5) 機関誌「精神保健福祉」発行事業

構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する団体、個人等に対して、社会における精神保健福祉に係る様々な情報の提供を行うとともに、精神保健福祉をめぐる状況を踏まえて精神保健福祉士の課題を明確化し、構成員をはじめ精神保健福祉士に対して日常実践の指針となりうる素材を提供するため、年4回発行した。

○第54巻第2号（通巻133号）：2023年4月25日発行

〔特集〕問われる医療保護入院と精神保健福祉士

○第54巻第3号（通巻134号）：2023年7月25日発行

〔特集〕アンチスティグマと精神保健福祉士

○第54巻第4号（通巻135号）：2023年10月25日発行

〔特集〕With コロナとソーシャルワーク；逆境から生み出された価値と実践

○第55巻第1号（通巻136号）：2024年1月25日発行

〔特集〕ソーシャルワーカーのキャリア形成を考える；悩み、考え、行動する道程（プロセス）に着目して

6) 構成員誌「Members' Magazine「精神保健福祉士」」発行事業

構成員への本協会活動の広報普及や誌面を通じた情報交換・相互交流の促進を図るため、年6回発行した。

[No.244] 2023年5月15日発行 [No.245] 2023年7月15日発行

[No.246] 2023年9月15日発行 [No.247] 2023年11月15日発行

[No.248] 2024年1月15日発行 [No.249] 2024年3月15日発行

7) 精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する情報を掲載したウェブサイト運営事業

構成員をはじめ広く国民に向けて、本協会事業や精神保健福祉士及び精神保健福祉に係る様々な情報提供を迅速に行うことや、精神保健福祉法をはじめとした各種法制度・施策等に関する情報共有や理解促進を図るため、ウェブサイトによる情報提供を行った。また、ウェブサイトと連動したX（旧Twitter）による情報提供を行った。

〔ウェブサイト〕<https://www.jamhsw.or.jp/>

〔X（旧Twitter）〕<https://twitter.com/jamhsw>

8) 構成員メールマガジン（電子メール情報）配信事業

配信を希望する構成員を対象に、本協会活動やウェブサイト掲載情報及びX配信情報、精神保健福祉士及び障害保健福祉に係る様々な情報の提供を迅速に行うため、原則として毎週1回配信した。

〔配信数〕定例配信：52通（Vol. 324～375）、号外配信：5通

〔利用構成員数〕6,391人

9) 国際情報収集・提供事業

本協会構成員のグローバル化をめざし、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers、以下「IFSW」という。）に加盟する日本ソーシャルワーカー連盟

(Japanese Federation of Social Workers、以下「JFSW」という。)を通じて IFSW 及び IFSW アジア太平洋地域等の情報を収集し、ウェブサイト等を通じて構成員をはじめとしたソーシャルワーカーに広く提供した。

4. 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業

1) 「一般財団法人日本ソーシャルワークセンター」設立・運営事業

公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、本協会の4団体が設立者となって「一般財団法人日本ソーシャルワークセンター」を設立、当該センターが「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格」の研修認定・試験・登録を行う機関として、こども家庭庁から認定された。

また、研修認定等を行う機関として、必要な専門委員会の設置や各種規程、事務局体制の整備等を図った。

2) 精神保健福祉士の福祉人材としての役割の明確化に関する事業

(1) 勉強会「私が考える社会的復権」の開催

[日 程] 2023年6月18日(日)

[場 所] ビジョンセンター品川(東京都港区) / Zoom 併用

[内 容] (講演1) 「社会的復権」を語ろう～語り繋ぐ意義～

[講師] 宮部真弥子(業務担当監事)

(講演2) 私が考える社会的復権～中堅精神保健福祉士の立場から～

[講師] 波田野隼也(元精神保健医療福祉ビジョン策定委員)

(講演3) 私が考える社会的復権～第58回全国大会(愛媛県)大会長の立場から～

[講師] 菊地 健(第58回全国大会(愛媛県)大会長)

(2) 刑事司法精神保健福祉セミナー「刑事司法における犯罪被害者、加害者の人権を思料する」の開催

刑事司法領域における被害者、加害者双方の人権について考察し、精神保健福祉士がその権利を擁護するために何をなすべきか、その課題を明確にすることを目的に開催した。

なお、講義及びパネルディスカッションはウェブサイト(会員ページ)で視聴できる。

[日 程] 2024年3月30日(土) [方 法] Zoom [参加者] 47人

[動 画] <https://www.jamhsw.or.jp/kaiin/index.htm#video>

(3) 精神保健福祉士とメディアとの連携

① 「メディア連携セミナー」(3回)の開催

<第4回> ※通算回数

[日 程] 2023年9月9日(土) [方 法] Zoom [参加者] 37人

[内 容] (テーマ) 取材・報道のやりがいと悩み

(講 師) 持丸彰子(日本放送協会大阪放送局)、木原育子(東京新聞)

<第5回>

[日 程] 2024年2月18日(日) [方 法] Zoom

[内 容] (テーマ) 依存症と報道

(講 師) 松本俊彦(国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部)、岩野 卓(認知行動コンサルティングオフィス)

<第6回>

[日 程] 2024年3月31日(土) [方 法] Zoom [参加者] 35人

[内 容] (テーマ) 取材の受け方・取材の進め方

(講 師) 山田悠平(一般社団法人精神障害当事者会「ポルケ」)、山田奈緒(毎日新聞)

② 構成員向け「取材を受ける手引き」(仮称)作成の検討

- 前向きなテーマによる報道機関への取材協力や取材依頼時を中心に、基本的な考え方や具体的な留意点をまとめ、実践的な内容とするための検討を図った(2024年6月完成予定)。
- (4) 世界メンタルヘルスデー2023 企画イベント「いま、悩んでいるあなたへ～こころのケアの専門家からのメッセージ～」の開催

[日 程] 2023年10月8日(日)

[場 所] TKP 東京駅カンファレンスセンター(東京都中央区) / YouTube でのライブ及びオンデマンド配信実施

[内 容] <第1部> 講演「苦しさを打ち明けて、生きる」

(講師) 影山隆之(大分県立看護科学大学)

<第2部> リレートーク「精神保健福祉士からのメッセージ」

(登壇者) 岡本亮子(さいたま市教育委員会)、金本祐季(成増厚生病院)、田村三太(一般社団法人 MHC リサーチ&コンサルティング)、吉田 涼(更生施設浜川荘)

(コーディネーター) 田村綾子(本協会会長)

[参加者] 138人

3) 精神保健福祉士の資格及び業務等の普及啓発事業

(1) 精神保健福祉士のための虐待予防リーフレットの作成

精神科病院での虐待事件の発生が続く中で、精神保健福祉士が虐待を「我がこと」として捉え、まずは自らの実践や組織体制を点検し、精神保健福祉士一人ひとりが予防に向けた取り組みが意識できるようなリーフレットを作成した(2024年度にウェブサイト上で公開予定)。

(2) ソーシャルワーク視点による精神障害者のための就労支援ハンドブック及び人材育成プログラムの開発(日本財団2023年度助成事業)

精神障害者を対象とした就労支援初心者向けの基本的なQ&Aを提示した後、経験を積んだソーシャルワーカーに向けて「ソーシャルワーク視点をより深める」ための更なるQを示すことにより、単に効率的に就労に結びつけるノウハウではなく、就労支援に携わるソーシャルワーカーが折に触れて読み返し、自身の関わりを見直すための指針となる「ソーシャルワーカーのための就労支援ハンドブック」を作成し、活用方法の補足動画とともにウェブサイト上に公開した。

また、ハンドブックの公開に先立って実施した「ソーシャルワーク視点による精神障害者のための就労支援研修」をもとに、職場や都道府県協会等での研修に活用を目的とした「研修カリキュラム(案)」も公開した。

[成果物] <https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyuo/202403emp.html>

(3) 依存症にかかわる福祉人材の基盤づくりのための福祉系大学生等を対象とした「アディクション・オープンゼミナール2023」事業の実施(厚生労働省令和5年度依存症民間団体支援事業)

ソーシャルワーカーを目指す学生を対象に「アディクション・オープンゼミナール2023『必見! ソーシャルワーカー物語 学校では教えない依存症支援~Episode 家族支援~』」を開催した(講義を2025年3月までYouTube上でオンデマンド配信)。

[日 程] 2024年2月18日(日) [方 法] Zoom [参加者] 45人

[対 象] ソーシャルワーカーを目指す学生

[成果物] https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyuo/202403-addiction_open_seminar.html

[動 画] https://www.jamhsw.or.jp/a/addiction_open_seminar2023/#on-demand

(4) スクールソーシャルワーク領域におけるメンタルヘルス課題に関する研修への協力と動画の作成

宮城県、熊本県、沖縄県の教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを対象とした

研修に、持ち込み企画として「メンタルヘルス課題のある保護者支援の視点」と「メンタルヘルス課題のある子どもへの支援」をテーマとした講義（演習を含む）を行い、参加者のアンケート結果の分析を行った。また、当該研修内容を幅広く活用できるよう各15分程度の動画を作成した。

(5) 座談会「認知症の方への支援について語り合おう！」の開催

認知症治療病棟、精神療養病棟、認知症疾患医療センター等にかかわる精神保健福祉士（構成員）を対象として、認知症の人の長期入院について考え、専門職としての日々の悩みや葛藤を語り合う座談会を開催した。

[日 程] 2024年2月18日（日） [方 法] Zoom [参加者] 18人

(6) 学生会員への入会勧奨及び制度の変更

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携し、学生会員制度の普及と精神保健福祉士を志す学生の学生会員への入会勧奨の推進を図った。また、正会員の入会促進策の検討と連動して、2024年度からの学生会員制度の見直しを行った。

(7) 都道府県協会への精神保健福祉士紹介リーフレットの提供

都道府県協会における精神保健福祉士の資格及び業務等の普及啓発活動において、その求めに応じて本協会の精神保健福祉士紹介リーフレットを提供した。

(8) 関係省庁の取り組みへの関与

多様なメンタルヘルス課題への対応策等を担う関係省庁の取り組みに積極的に関与した（「2023年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照）。

(9) 求人情報の周知

精神保健福祉士の求人情報をウェブサイトへの掲載等を通じて積極的に周知した。

4) 精神保健福祉士養成及び精神保健福祉の普及啓発に関する事業

国家試験対策等の精神保健福祉士養成や精神保健福祉士の資質向上に関して、次の書籍の監修を行った。

[書籍] 精神保健福祉士受験ワークブック 2024 [専門科目編] (中央法規出版株式会社)

5. 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業

1) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する政策提言・要望活動等にかかる調査研究事業

(1) 「精神医療審査会に携わる精神保健福祉士に対するグループインタビュー調査」の実施

精神保健福祉士としての専門性や役割を精神医療審査会委員として携わっている精神保健福祉士の視点で明らかにすることを目的として、事前調査とグループインタビュー（計15人、1グループ3～4人）を実施した。現状の精神医療審査会における精神保健福祉士の課題を把握、整理し、制度の中で精神保健福祉士としてどのように専門性を発揮していくことができるのかを、精神医療審査会委員を経験している精神保健福祉士の語りを通して明らかにし、本協会としてこの課題にどう対応していくかを考えるための基礎資料とすることとした。

(2) 「子どもと家族の相談窓口」事業の実施と精神保健福祉士が行う子ども家庭支援の効果検証に関する調査研究（日本財団2023年度助成事業）

日本財団助成事業として2021年度から実施してきたEメール対応による「子どもと家族の相談窓口」運営事業による子ども家庭支援の効果検証と「子ども家庭支援人材養成研修」のブラッシュアップに向けた調査研究に取り組み、今後の子ども家庭に関する精神保健福祉士が果たす役割を精査した。

(3) 「精神保健福祉士のヤングケアラーへの認識と対応に関する調査」の実施

精神保健福祉士がヤングケアラーとその家族の支援に取り組むことを促進する支援基盤の整備のあり方や研修のあり方を検討することを目的として、構成員を対象にインターネットを活用したアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行った。

(4) 構成員（精神保健福祉士）を対象とした業務実態調査の検討

過去において実施した構成員（精神保健福祉士）を対象とした業務実態調査の目的や蓄積データの意義等を確認し、評価点と課題点を整理し、今後実施する業務実態調査について、調査目的、調査方法、分析、結果の活用等を検討し、その必要性を再確認した。

(5) 「組織強化に向けた構成員アンケート調査」の実施

組織強化の課題の整理を含めて、本協会への期待とそれに対する満足度合いなどを把握するため、構成員を対象にインターネットを活用したアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行った。

(6) 「精神科医療機関に入院している認知症の人への精神保健福祉士の実践に関する調査」の実施

近年増加傾向にある精神科医療機関における認知症の人の入院に関して、入院に至る要因などを把握するとともに、認知症の人にかかわる精神保健福祉士の実践内容や支援において感じている困難さなどを明らかにすることを目的として、構成員を対象にインターネットを活用したアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行った。

(7) 「多文化ソーシャルワークを実践できる精神保健福祉士を中心としたソーシャルワーカーの人材育成と支援ツール開発に関する研究」の実施（公益財団法人ユニバーサル財団 2022 年度研究助成事業）

2022 年度から継続研究として、2022 年度に実施した多文化ソーシャルワークを先駆的に実践している関係支援団体等への事前のアンケートとヒアリング調査の結果を分析し、研究報告書として取りまとめた。

また、研究事業の一環として、精神保健福祉士を中心としたソーシャルワーカーを対象に「多文化ソーシャルワーク・オープンセミナー」を開催した。

〔日 程〕 2023 年 11 月 25 日（土） 〔場 所〕 あーすぷらざ（神奈川県横浜市）

〔参加者〕 15 人

2) 構成員を対象とした調査研究への協力事業

調査協力規程に基づき、構成員を対象とした次の調査研究に協力した。

〔調査研究名〕 令和 5 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究」における「職能団体会員調査」

〔実 施 者〕 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

3) 精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究協力事業

精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究や事業活動について、その求めに応じて役員等の派遣や情報提供等に積極的に協力した（「2023 年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照）。

6. 災害時における精神保健福祉の援助を必要とする人々の支援に関する事業

1) 「災害支援ガイドライン」に基づく事業

(1) 災害対策委員の設置及び災害発生時における被災地情報の収集等

「災害対策委員設置要綱」に基づき都道府県支部毎に設置した「災害対策委員」を主体として、災害発生時に災害対策委員によるメーリングリストを通じて被災地情報の収集や理事会等への情報提供と共有等に取り組んだ。

また、ブロック単位での災害対策委員メーリングリストの試行的運用等を検討した。

(2) 「ブロック災害対策連絡会」の開催

災害対策委員を中心として全国 7 ブロックで開催、平時の連携強化、災害時の備えの確認を行い、都道府県支部の課題の点検及び共有等を行った。

(3) 「支部災害対策計画」の作成及び見直し及び更新への働きかけ

都道府県支部長会議やブロック会議等において働きかけを行い、風化防止を図った。

(4) 本協会における「災害対策計画」策定の検討

想定を超える規模の大災害に対して、事務局機能をはじめとした本協会の損害を最小限に抑え、各種事業の継続や早期復旧を図れるよう、事前に事業継続のためのBCP（事業継続計画）を含めた災害対策計画の策定を働きかけた。

(5)「災害支援ガイドライン Ver.2 (2016年6月発行)」の細微な改訂

2) 2024年能登半島地震被災地支援事業

2024年1月1日に発生した能登半島地震で被災された地域住民等への支援活動を行うため、「2024年能登半島地震災害対策本部」を設置し、被災地及び近隣の災害対策委員、支部並びに各地の精神保健福祉士（協）会の協力を得ながら、現地視察や構成員等への情報提供、被災地支援活動等のための構成員等の募金活動等に取り組んだ。[継続中]

7. 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業

1) 国内の社会福祉に係る関係団体との連携事業

(1)「依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修」への開催協力
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会が間接受託した厚生労働省依存症全国拠点委託事業に関係団体が連携して開催準備に協力し、当日は講師やファシリテーター、シンポジストの派遣、事例検討プログラムの運営全般を担った。

[関係団体] 本協会、公益社団法人日本社会福祉士会（日本社会福祉士会）、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会、一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

(2) スクールソーシャルワークにかかる意見交換

スクールソーシャルワーク分野の様々な課題に日本社会福祉士会と連携して取り組むことを目的として、本協会及び日本社会福祉士会の関係者間で意見交換（2回）を行った。

(3) 関係団体への参画等

公益財団法人社会福祉振興・試験センター、ソーシャルケアサービス研究協議会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、精神保健従事者団体懇談会等の組織及び事業等に役員等が参画し、連携を図った（「2023年度関係機関・団体等への役員等派遣体制」参照）。

(4)「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への参画等

ソーシャルケアサービス研究協議会が連携する超党派の国会議員による「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」について、福祉専門職を議題にした総会への報告者の派遣協力や役員等が出席して意見交換等を行った。また、政党が実施する精神保健福祉施策等に係るヒアリングに出席して精神保健福祉士の立場から要望等した。

2) 国外の社会福祉に係る関係団体との連携事業

(1) IFSWへの継続加盟等

JFSWを国内調整団体として、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会とともに継続加盟した。

(2) 第27回アジア太平洋ソーシャルワーク会議への参加

IFSWアジア太平洋地域・アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟・フィリピンソーシャルワーカー協会の主催による会議に参加した

[日程] 2023年11月5日（日）から7日（火）まで

[参加者] 大橋雅啓（理事/JFSW国際委員会担当）、諸井一郎（JFSW国際関係サポーター）

(3) 世界ソーシャルワークデー2024 記念ワークショップ「滞日外国人等の医療・メンタルヘルスに対応したソーシャルワークの構築」の開催（JFSW主催/公益財団法人社会福祉振興・試験センター令和5年度福祉人材養成・研修助成事業）

[日 程] 2024年3月9日(土)

[場 所] 日本女子大学 目白キャンパス(東京都文京区)

(4) 「ソーシャルワーカーデー」の普及啓発

精神保健福祉士や社会福祉士等のソーシャルワーカーの活動を広く国民に普及啓発するため、JFSWとしてシンボルマーク及びロゴの普及や都道府県単位で実施されるソーシャルワーカーデー記念行事の周知広報に努めた。

3) 都道府県精神保健福祉士協会等との連携事業

都道府県を単位に精神保健福祉士を主たる会員として組織される都道府県協会との連携を一層深め、相互の入会勧奨や情報の共有等を図った。

また、都道府県支部の事務局機能等を委託するため、都道府県協会に委託費(支部活動協力費)を支出した。

[支出額] 17,802,000円(2023年度支払額ベース)

4) その他関係団体との連携及び情報共有等事業

事業への名義後援や協賛等を通じて連携を深めるとともに、ウェブサイトやEメール、X(旧Twitter)等を活用し、情報共有等を図った。

8. その他目的達成のために必要な事業

1) 組織体制の強化及び適切な組織運営の推進事業

(1) 総会の開催

定款規定に従い、代議員選挙により選出された法人法上の社員である代議員により、第11回定時総会を開催した。

[日 程] 2023年6月18日(日)

[場 所] ビジョンセンター品川(東京都港区) / Zoom併用

[議 案] 1. 2022年度事業報告及び収支決算に関する件

(2) 理事会の開催

定款規定に従い、本協会の業務執行の決定等を行うため、通常理事会を開催した。また、必要に応じて臨時理事会を開催した。

[通常理事会]

<第1回> [日 程] 2023年6月17日(土)

[場 所] ビジョンセンター品川(東京都港区) / Zoom併用

<第2回> [日 程] 2024年3月9日(土)

[場 所] TKP市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都新宿区) / Zoom併用

[臨時理事会]

<第1回> [日 程] 2023年4月22日(土)

[場 所] AP市ヶ谷(東京都千代田区) / Zoom併用

<第2回> 書面等表決 [決議日] 2023年4月28日(金)

<第3回> 書面等表決 [決議日] 2023年5月26日(金)

<第4回> 書面等表決 [決議日] 2023年7月28日(金)

<第5回> 書面等表決 [決議日] 2023年9月15日(金)

<第6回> [日 程] 2023年9月23日(土・祝)

[場 所] AP市ヶ谷(東京都千代田区) / Zoom併用

<第7回> 書面等表決 [決議日] 2023年10月20日(金)

<第8回> 書面等表決 [決議日] 2023年11月24日(金)

<第9回> [日 程] 2023年12月2日(土)

[場 所] TKP東京駅カンファレンスセンター(東京都中央区) / Zoom併用

<第10回> 書面等表決 [決議日] 2024年2月9日(金)

(3) 理事による会合の開催

理事による会合規程に基づき、理事会としての決議を要しない諸事項について協議等した。

<第1回> [日 程] 2023年4月22日(土)、23日(日)

[場 所] AP市ヶ谷(東京都千代田) / Zoom併用

<第2回> [日 程] 2023年5月20日(土)、21日(日)

[場 所] ビジョンセンター東京駅前(東京都中央区) / Zoom併用

<第3回> [日 程] 2023年6月17日(土)、18日(日)

[場 所] ビジョンセンター品川(東京都港区) / Zoom併用

<第4回> [日 程] 2023年7月22日(土)、23日(日)

[場 所] ビジョンセンター浜松町(東京都港区) / Zoom併用

<第5回> [日 程] 2023年9月23日(土)、24日(日)

[場 所] AP市ヶ谷(東京都千代田) / Zoom併用

<第6回> [日 程] 2023年11月2日(木)

[場 所] 愛媛県民文化会館(愛媛県松山市)

<第7回> [日 程] 2023年12月2日(土)、3日(日)

[場 所] TKP 東京駅カンファレンスセンター(東京都中央区) / Zoom併用

<第8回> [日 程] 2024年1月20日(土)、21日(日)

[場 所] TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都新宿区) / Zoom併用

<第9回> [日 程] 2024年2月10日(土)

[場 所] TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都新宿区) / Zoom併用

<第10回> [日 程] 2024年3月9日(土)、10日(日)

[場 所] TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都新宿区) / Zoom併用

(4) 正副会長会の開催

定款規定に従い、理事会の権限を制約しない範囲で、本協会の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出することや理事会の審議事項等を検討し、準備することを目的として、必要に応じて開催した。

(5) 代議員選挙管理委員会の設置及び代議員選挙の実施

2024年3月31日をもって2022年度及び2023年度代議員が任期満了となることから、定款及び代議員選出規程に基づき、2024年度及び2025年度代議員を選出するため、代議員選挙管理委員会を設置し、立候補に関する公示及び選出等を行い、2024年度及び2025年度代議員名簿を会長に届け出た。

(6) 役員選挙管理委員会の設置及び役員選挙の実施

第12回定時総会(2024年6月16日開催予定)の終結の時をもって、2022年度及び2023年度役員(理事及び監事)は任期満了となることから、定款及び役員選出規程に基づき、2024年度及び2025年度役員を選出するため、役員選挙管理委員会を設置し、役員選挙に係る全国選出理事への立候補に関する公示を行った。

また、学識等理事及び監事の各候補者については、役員選出規程第6条及び第7条第2項の規定により、2023年度第2回通常理事会において選出した。

(7) 2022年度事業報告及び計算書類に関する監査の実施

2022年度事業報告及び計算書類について、第11回定時総会への提出に先立ち、監事による監査を実施した。

[日 程] 2023年5月9日(火) [場 所] 本協会事務局会議室(東京都新宿区)

(8) 委員長会議の開催

委員長会議開催要綱に基づき、本協会内に設置する委員会及び分野別プロジェクトの委員長・リーダー、会長及び副会長、担当理事等を構成員として、本協会のシンクタンクの機能として位置付けた委員長会議を2回開催し、当年度事業計画に照らした活動の進捗状況の確

認や委員会・分野別プロジェクトと理事会との間における情報共有や連携・協働・分担のあり方等を協議した。

<第1回> [日 程] 2023年7月23日(日)

[場 所] ビジョンセンター浜松町(東京都港区) / Zoom 併用

<第2回> [日 時] 2023年12月2日(土)

[場 所] TKP 東京駅カンファレンスセンター(東京都中央区) / Zoom 併用

(9) 支部組織との連携等の推進

①「都道府県支部長・事務局長会議」の開催

本協会の事業展開や組織運営に関して、政策動向や社会状況を踏まえ、理事会との間において時機に応じた検討課題の協議や情報共有を図ることで、全国的な事業展開や組織運営に取り組むことを目的に開催した。

[日 時] 2023年4月23日(日)

[場 所] AP 市ヶ谷(東京都千代田区) / Zoom 併用

[内 容] ○講演・鼎談・グループ協議

1. ねらいの説明及び講師紹介

2. 講 演

1) [演 題] 精神保健福祉士と人権擁護～精神医療審査会福祉委員の立場か

[講 師] 篠原由利子(構成員/全国精神医療審査会連絡協議会理事)

2) [演 題] 滝山・七生病院事件を通じて考える人権侵害の実情と我々がとるべき今後の対応

[講 師] 相原啓介(弁護士/高幡門前法律事務所)

3. 鼎 談

[鼎談者] 篠原由利子(前掲)、相原啓介(前掲)、田村綾子(会長)

4. グループ協議

○報告事項

1. 2023年度事業計画及び収支予算に関する件(「精神保健福祉士及びソーシャルワーカーの将来的な国家資格のあり方に関する論点整理並びに精神保健福祉士制度に係る現状認識」に関する報告を含む)

2. 生涯研修制度における新たな更新制度に関する件

3. 「都道府県支部長及び理事による懇談会」の開催に関する件

②ブロック会議の開催

ブロック会議開催要綱に基づき、全国7ブロック(北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄)を単位とした会議を開催(2回)し、本協会の総会及び理事会の決議事項及び当年度事業計画等に基づき、全国的な事業展開体制の検討や本部・支部間及びブロック内支部間の連携、都道府県協会の事業に係る情報交換等を図った。

<第1回> [日 程] 2023年10月15日(日)

[場 所] ブロック毎に会場を設定

[その他] 北海道・東北及び中国ブロックは Zoom 併用

<第2回> [日 時] 2024年2月25日(日)

[場 所] ブロック毎に会場を設定

[その他] 北海道・東北ブロックは Zoom 併用

③都道府県支部長及び理事による懇談会の開催

都道府県支部長及び理事による懇談会開催要綱に基づき、都道府県支部長から寄せられた本協会の事業や組織運営に関する諸課題について、都道府県支部長と理事との間で自由

な意見交換や情報共有を図るために開催した。

[日 時] 2024年2月11日(日)

[場 所] Zoom

[内 容] ○能登半島地震被災地支援活動状況報告

○幹事挨拶及び運営方法説明等

○グループ協議及び全体報告

1. 趣旨説明

2. 協議事項

1) 精神保健福祉士の認知向上、精神保健福祉士の担い手、後進育成について

2) 都道府県支部及び都道府県協会の後進育成、世代交代、役員の担い手について

3) その他(複数の議題からグループ毎に2議題選択)

3. 全体報告

○次期幹事について

○第58回全国大会・第22回学術集会(愛媛県)開催結果報告

④都道府県支部との情報共有等

新会員管理システムの活用により、2019年度から開始した都道府県支部事務局における所属構成員データの閲覧システムについて、積極的な利用を促した。

(10) 正会員の入会促進及び組織率の向上等

①本協会の目的に賛同して入会する正会員の入会促進に努め、組織率の向上を図った。

<構成員数>12,299人(2023年度第2回通常理事会承認時点)

(参 考) 2022年度:12,246人(2022年度第3回通常理事会承認時点)

②公益財団法人社会福祉振興・試験センターの協力を得て、第25回精神保健福祉士国家試験に合格した者への精神保健福祉士の職能団体たる本協会への入会勧奨を図った。

③本協会への入会促進策の一環として、2012年度から開始した学生会員制度を推進し、構成員誌等の配布、定期的なメールマガジンの配信、入会勧奨(入会金免除等)等を行った。

[学生会員数]41人(2024年3月31日現在) (参 考) 2022年度:101人

[元学生会員の入会金免除制度利用]26人

④将来ビジョンとその達成に向けた長期目標・中期計画に掲げた「現業精神保健福祉士6割入会(1.5万人)」に向けて、都道府県毎の構成員数、全国比、入退会者数等を数値化・可視化した上で、入会促進及び組織率の向上等のための方策を検討した。

⑤数年間の入会者の特性等を分析し、国家資格取得後1年までの精神保健福祉士を対象に入会金・初年度会費を無料とする入会促進キャンペーン案を策定した(実施時期未定)。

(11) 休会制度の積極的運用

[休会構成員数]89人(2023年度第2回通常理事会報告時点)

(12) 終身会員制度の積極的運用

永年会員への感謝と、本協会の活動への参加継続のため、対象となる構成員に積極的に申請を募った。

[利用構成員数]211人(2016年度からの累計数/2023年度第2回通常理事会報告時点)

(13) 賛助会員の入会促進

本協会の事業を賛助するために入会する賛助会員(個人又は団体)の募集を行い、関係者及び関係団体の入会促進に努めた。

[賛助会員数]個人12人、団体4団体(2024年3月31日現在)

(14) 会員管理システムの適切な管理及び「構成員マイページ」の普及

2018年度に導入した新会員管理システムについて、事務局において随時適切に情報更新・

保守を行った。2019年度より全構成員に対し利用を開始した「構成員マイページ」については、適宜構成員へ利用の呼びかけを行い、自身がオンラインで登録情報の閲覧・更新ができるよう整備・拡充した。

[利用構成員数] 6,385人(2024年3月31日現在)

(15) 会費に係る各種制度の積極的運用

①分納制度(2024年3月31日現在)

[利用構成員数] 101人

②減免制度(2024年3月31日現在)

[利用構成員数] 273人(若年1年目140人、若年2年目132人、被災による減免1人)

(16) 組織運営体制の整備拡充

①関係法令の遵守と民主的・効率的な組織運営等を図るため、各種規則・規程等の整備拡充や見直しに努めた。

[制定] 経過措置期間における更新制度実施要項、都道府県支部長及び理事による懇談会開催要綱

[改正] 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設置運営規程、学生会員制度規程、生涯研修制度基本要綱、生涯研修制度運営細則、基幹研修実施細則、基幹研修シラバス(第2版)、「精神保健福祉」投稿要項

②弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を継続して締結し、関係法令の遵守を図るための体制を維持した。

[弁護士] 平澤千鶴子(平澤法律事務所)

[公認会計士] 千保有之(千保公認会計士事務所)

[社会保険労務士] 池上貴子(社会保険労務士法人やさか事務所)

(17) 機関誌バックナンバー無料閲覧サービス事業

株式会社メテオの協力を得て、構成員が機関誌のバックナンバー(PDFデータ)を無料閲覧できるサービスを提供した。

(18) 設立60周年記念事業の企画と準備

2024年11月19日、前身となる日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会から数えて設立60周年を迎えることから、60周年記念誌の編集に取り組みとともに、その他記念事業の企画を検討した。

(19) 立入検査への対応

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府公益認定等委員会による立入検査に対応した。

[日時] 2024年2月21日(日) [場所] 本協会事務局(東京都新宿区)

2) 収益事業

内閣府に収益事業として登録した「精神保健福祉士養成及び精神保健福祉の普及啓発に関する事業」の一環として、精神保健福祉士の資格に基づく業務従事中の個人への法律上の損害賠償責任への備えとして、構成員への「精神保健福祉士賠償責任保険」の普及及び加入時の保険料に係る集金事務を行った。

【その他の活動報告】本協会役職員が出席した主な関係機関等の会合等

<2023年>

[4月]

5日 日本社会事業大学 入学式

7日 公益社団法人日本精神科病院協会 看護・コメディカル委員会 意見交換会(WEB会議)

11日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第1回理事会

13日 精神医療の身体拘束を考える会 滝山病院事件に係る院内集会第2弾

- 15日 子ども家庭福祉の資格に関連する機構立ち上げ準備会 (WEB 会議)
- 18日 精神保健従事者団体懇談会 声明に係る代表間打ち合わせ
- 19日 滝山病院問題に係る打ち合わせ (相原啓介弁護士、一般社団法人東京都精神保健福祉士協会)
- 29日 子ども家庭福祉の資格に関連する機構立ち上げ準備会 (WEB 会議)

[5月]

- 8日 子ども家庭福祉の資格に関連する機構立ち上げ準備会 (WEB 会議)
- 9日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023 年度第 2 回理事会
- 10日 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 JFSW 企画シンポジウム収録 (WEB 開催)
- 11日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023 年度第 1 回国際委員会 (WEB 会議)
- 15日 精神保健福祉事業団体連絡会 第 53 回会議 (WEB 会議)
- 15日 子ども家庭福祉の資格に関連する機構立ち上げ準備会 (WEB 会議)
- 18日 医療保健福祉領域公認心理師推進協議会 総会
- 23日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第 21 回理事会 (WEB 会議)
- 25日 2023 年度チーム医療推進協議会 総会 (WEB 会議)
- 26日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 第 12 回総会 (東京都)
- 26日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 政策会議 (東京都)
- 27日 精神保健従事者団体懇談会 第 211 回定例会 (ハイブリッド)
- 31日 第 17 回国民医療推進協議会総会 (WEB 会議)

[6月]

- 1日 一般社団法人日本自殺予防学会との打ち合わせ (WEB 会議)
- 2日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター設立に係る子ども家庭庁他挨拶まわり
- 2日 一般社団法人日本精神科看護協会 第 48 回学術集会 (式典)
- 2日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023 年度第 1 回代表者会議 (WEB 会議)
- 3日 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2023 年度通常総会
- 4日 一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会第 7 回定時総会及び第 19 回本協会愛知県支部総会
- 4日 子ども家庭福祉の資格に関連する機構立ち上げ準備会 (WEB 会議)
- 5日 医療基本法の制定に向けた院内集会「医療基本法からみた現行医療制度の問題点」
- 5日 公益社団法人日本社会福祉士会とのスクールソーシャルワーカーの現状や課題等の情報交換会事前打ち合わせ (WEB 会議)
- 10日 令和 5 年度富山県精神保健福祉士協会通常総会・富山県支部定時総会・記念講演
- 13日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023 年度第 3 回理事会
- 14日 公益社団法人日本精神保健福祉連盟 令和 5 年度定時社員総会及び臨時理事会
- 14日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 研修・テキスト委員会 (WEB 会議)
- 15日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 事務局長会議 (WEB 会議)
- 16日 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 令和 5 年度定時評議員会
- 16日 診療報酬改定要望書に係る事前相談 (精神・障害保健課)
- 17日 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 第 29 回定時総会
- 19日 子ども家庭庁挨拶
- 20日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 20日 国土交通省関東運輸局 第 5 回移動等円滑化評価会議関東分科会 (ハイブリッド会議)
- 20日 第 44 回「日本の福祉を考える会」
- 20日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター会議 (WEB 会議)
- 21日 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 令和 5 年度第 1 回評議員会
- 24日 一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会・兵庫県支部総会記念講演
- 24日 熊本県精神保健福祉士協会 第 66 回研修会
- 25日 ソーシャルケアサービス研究協議会 全体会議 (WEB 会議)

27日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第1回会議（WEB会議）

[7月]

1日 令和5年度岐阜県精神保健福祉士協会 総会時研修会
2日 茨城県精神保健福祉士会 2023年度総会
11日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第4回理事会
12日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 委員会（WEB会議）
12日 日本ソーシャルワーカー連盟 ハート相談センター運営に係る打合せ
14日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第1回理事会（WEB会議）
17日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第1回評議員会（WEB会議）
21日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会（WEB会議）
21日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第2回国際委員会（WEB会議）
22日 精神保健従事者団体懇談会 第212回定例会
27日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第2回会議（WEB会議）
31日 国際ソーシャルワーカー連盟事務局長来日にかかる講演会及び交流会

[8月]

1日 国際ソーシャルワーカー連盟事務局長 訪問への同行（一社つくり東京ファンド）
1日 公益社団法人日本社会福祉士会とのスクールソーシャルワーカーの現状や課題等の情報交換会事前打ち合わせ（再協議）（WEB会議）
2日 国際ソーシャルワーカー連盟事務局長 訪問への同行（ゆうりんクリニック）
3日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第2回代表者会議（WEB会議）
7日 厚生労働省 精神・障害保健課訪問
8日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 臨時総会（WEB会議）
9日 文部科学省 令和5年度第1回いじめ防止対策協議会（WEB会議）
9日 こども家庭庁・田村憲久議連会長訪問（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）
9日 精神保健従事者団体懇談会 代表の継続に係る打ち合わせ（対面/岡山県）
17日 こども家庭福祉の資格に関する日本社会福祉士会との打ち合わせ（WEB会議）
19日 一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会第7回定時総会及び第19回本協会愛媛県支部総会記念講演
22日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会（WEB会議）
23日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第3回会議（WEB会議）
25日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 第1回全体会議（WEB会議）
25日 障害報酬改定に係る厚生労働省障害福祉課との意見交換
30日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第22回理事会（WEB会議）

[9月]

11日 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究第1回検討委員会（WEB会議）
12日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第6回理事会
13日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第3回国際委員会（WEB会議）
15日 厚生労働省自殺対策推進室との打ち合わせ
15日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
16日 日本自殺予防学会 第47回日本自殺予防学会総会 合同シンポジウム
18日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 レポート審査委員会

- 19 日 公益社団法人日本社会福祉士会とのスクールソーシャルワーカーの現状や課題等の情報交換会 (WEB 会議)
- 24 日 第 1 回区分 4 会議／こども家庭ソーシャルワーカー (仮) の施行に向けた具体的運用に関する調査研究
- 25 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 特別企画「やまゆり園」視察
- 25 日 厚生労働省依存症全国拠点 (久里浜医療センター) 委託事業 依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム) 治療指導者養成研修 第 4 回会議 (WEB 会議)
- 27 日 日本財団監査 (2021・2022 年度助成事業分)
- 27 日 日本自殺予防学会との全国大会プレ企画にかかる打ち合わせ
- 27 日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター事務局長等会議
- 28 日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023 年度第 3 回代表者会議 (ハイブリッド／東京都)
- 29 日 公益社団法人日本精神科病院協会／日本精神科医学会 学術教育研修会 PSW 部門 特別講演 I
- 30 日 精神保健従事者団体懇談会 第 213 回定例会
- [10 月]
- 3 日 チーム医療推進協議会 臨時総会 (WEB 会議)
- 10 日 第 18 回国民医療推進協議会総会 (WEB 開催)
- 10 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023 年度第 7 回理事会 (WEB 会議)
- 10 日 世界メンタルヘルスデー 東京タワーライトアップ点灯式
- 17 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 17 日 日本ソーシャルワーカー連盟 ハート相談センター運営委員会 (WEB 会議)
- 17 日 第 2 回区分 4 第会議 (日本ソーシャルワーク教育学校連盟補助金事業)
- 17 日 公益社団法人日本精神神経学会 多職種協働委員会
- 18 日 消費者庁 第 19 回高齢消費者・障がい者見守りネットワーク連絡協議会
- 18 日 厚生労働省障害保健福祉部との懇親会
- 20 日 文部科学省 令和 5 年度第 2 回いじめ防止対策協議会 (WEB 会議)
- 20 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 (代表、常務理事) 来局
- 20 日 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」に関する打ち合わせ (WEB 会議)
- 23 日 厚生労働省依存症全国拠点 (久里浜医療センター) 委託事業 依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム) 治療指導者養成研修 第 5 回会議 (WEB 会議)
- 24 日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第 25 回制度設計委員会 (WEB 会議)
- 25 日 難民を助ける会との面談 (WEB 会議)
- 30 日 ソーシャルケアサービス研究協議会 政策企画部会 (仮称) (WEB 会議)
- 31 日 地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟会長等との面談
- 31 日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第 26 回制度設計委員会 (WEB 会議)
- [11 月]
- 14 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023 年度第 9 回理事会
- 14 日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第 27 回制度設計委員会 (WEB 会議)
- 15 日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 16 日 公明党障がい者福祉委員会 団体ヒアリング
- 17 日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 第 1 回研修の実施方法・実施体制などの検討と試行的実施検討委員会 (仮称) (WEB 会議)
- 17 日 指定医療機関地域連携体制強化に関する意見交換会 (東北ブロック)
- 17 日 難民を助ける会との面談 (WEB 会議)
- 17 日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023 年度第 4 回代表者会議
- 19 日 政治連盟にかかる説明会議 (WEB 会議)

- 22日 自由民主党政務調査会障害児者調査会 団体ヒアリング（第1回）
- 25日 精神保健従事者団体懇談会 第214回定例会
- 25日 ソーシャルケアサービス研究協議会 全体会議（WEB会議）
- 26日 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 設立50周年記念講演会・祝賀会
- 27日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第2回理事会（ハイブリッド）
- 27日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第6回会議（WEB会議）
- 30日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第4回国際委員会（WEB会議）

[12月]

- 4日 国民医療を守るための総決起大会
- 5日 令和5年度チーム医療推進協議会 会長懇談会
- 5日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第28回制度設計委員会（WEB会議）
- 7日 日本精神神経学会 多職種協働委員会
- 10日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第3回理事会（WEB会議）
- 10日 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 病院部会研修会
- 11日 文部科学省 令和5年度第3回いじめ防止対策協議会（WEB会議）
- 12日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第10回理事会
- 14日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第3回理事会（やり直し）（WEB会議）
- 18日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第7回会議（WEB会議）
- 27日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第23回理事会（WEB会議）

<2024年>

[1月]

- 5日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第30回制度設計委員会（WEB会議）
- 8日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 理事打ち合わせ
- 11日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第31回制度設計委員会（WEB会議）
- 12日 厚生労働省 令和6年能登半島地震福祉関係団体連絡会議
- 15日 令和5年度後見人等候補者推薦団体との意見交換会（東京家庭裁判所後見センター）
- 16日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第10回理事会
- 16日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 JDニューイヤー交流会
- 18日 令和6年新年賀詞交歓会／日本司法書士会連合会他主催
- 19日 全国ソーシャルケア連盟会長来局
- 22日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修 第8回会議（WEB会議）
- 23日 救急認定ソーシャルワーカー認定機構 第24回理事会（WEB会議）
- 25日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第5回国際委員会（WEB会議）
- 27日 精神保健従事者団体懇談会 第215回定例会
- 30日 法務省 第74回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議
- 31日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 2023年度第4回理事会（WEB会議）

[2月]

- 1日 文部科学省 令和5年度第4回いじめ防止対策協議会（WEB会議）
- 2日 公益社団法人日本精神神経学会 精神医学奨励賞・精神医療奨励賞選考委員会
- 3、4日 厚生労働省依存症全国拠点（久里浜医療センター）委託事業 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲーム）治療指導者養成研修
- 7日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター運営委員の調整にかかる3団体会長打ち合わせ

(WEB 会議)

- 9日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第5回代表者会議 (WEB 会議)
- 13日 チーム医療推進協議会 令和6年能登半島地震に関する支援の情報交換会
- 13日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 2023年度第12回理事会
- 16日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 20日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 こども家庭ソーシャルワーカーにかか
る試行研修「見学実習」
- 21日 内閣府公益認定等委員会 立入検査日
- 21日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第6回国際委員会 (WEB 会議)
- 26日 厚生労働省依存症全国拠点(久里浜医療センター)委託事業 依存症(アルコール・薬物・
ギャンブル等・ゲーム)治療指導者養成研修 第9回会議 (WEB 会議)
- 27日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 こども家庭ソーシャルワーカーにかか
る試行研修「指定研修(「教育」)」
- 29日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 総務委員会
- 29日 日本ソーシャルワーカー連盟 ハート相談センター運営委員会 (WEB 会議)

[3月]

- 2日 公益財団法人日本精神衛生会 メンタルヘルスの集い(第38回日本精神保健会議)
- 5日 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 第3回研修実施方法検討委員会 (WEB 会
議)
- 6日 厚生労働省 令和6年度自殺防止対策事業評価会議 (WEB 会議)
- 12日 一般社団法人愛知県精神科病院協会 精神保健福祉士部会研修会
- 13日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター運営委員会に関する打ち合わせ
- 14日 日本の福祉を考える会
- 15日 日本社会事業大学・大学院 学位授与式
- 16日 公益社団法人日本社会福祉士会 設立30周年記念式典
- 18日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 臨時評議員会(第2回) (WEB 会議)
- 18日 日本ソーシャルワーカー連盟 2023年度第7回国際委員会 (WEB 会議)
- 21日 優生保護法問題の政治的早期・全面解決を求める3.21院内集会(ハイブリッド/東京都)
- 21日 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 令和5年度臨時評議員会
- 21日 法務省矯正局との意見交換
- 21日 日本ソーシャルワーカー連盟 会長団体事務局引継ぎ
- 21日 チーム医療推進協議会 2023年度第2回総会 (WEB 開催)
- 22日 特定非営利活動法人日本障害者協議会 企画委員会
- 23日 精神保健従事者団体懇談会 第8回精神保健フォーラム
- 25日 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 理事打ち合わせ (WEB 会議)
- 26日 第54回精神保健福祉事業団体連絡会会議 (WEB 会議)
- 27日 厚生労働省精神・障害保健課 次年度設置予定の検討会概要説明 (WEB 会議)
- 29日 石川昭政デジタル副大臣他来局
- 29日 公益社団法人日本社会福祉士会とのスクールソーシャルワーカーの現状や課題等の情報交
換会(第2回) (WEB 会議)

以上

2023年度役員体制

(2024年3月1日現在)

【任期】2022年6月19日（第10回定時総会終結の後）から2024年度に開催される第12回定時総会の終結の時まで

役 職	氏 名	勤務先（所属支部）	選出区分
会 長	田 村 綾 子	聖学院大学（埼玉県）	全国
第1副会長	廣 江 仁	養和会（鳥取県）	全国
第2副会長	洗 成 子	愛誠病院（東京都）	全国
第3副会長	尾 形 多佳士	さっぽろ香雪病院（北海道）	全国
常務理事	木 太 直 人	日本精神保健福祉士協会（東京都）	学識等
理 事	磯 崎 朱 里	メンタルケアステーションyui（和歌山県）	全国
理 事	岩 尾 貴	しごと・くらし応援センターはるかぜ（石川県）	全国
理 事	岡 本 秀 行	川口市保健所（埼玉県）	全国
理 事	島 内 美 月	八幡浜医師会立双岩病院（愛媛県）	全国
理 事	関 口 暁 雄	埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター（埼玉県）	全国
理 事	徳 山 勝	半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター（愛知県）	全国
理 事	長 谷 諭	宮城県立精神医療センター（宮城県）	全国
理 事	的 場 律 子	福永病院（山口県）	全国
理 事	山 本 綾 子	三重県こころの健康センター（三重県）	全国
理 事	行 實 志都子	神奈川県立保健福祉大学（神奈川県）	全国
理 事	渡 邊 俊 一	希づき（福岡県）	全国
理 事	大 橋 雅 啓	東日本国際大学（福島県）	学識等
理 事	栄 セツコ	桃山学院大学（大阪府）	学識等
理 事 (外部理事)	滝 田 裕 士	法務省保護局（非構成員）	学識等
理 事	長谷川 千 種	長谷川ソーシャルワーク・成年後見事務所（東京都）	学識等
財務担当監事 (外部監事)	梅 林 邦 彦	梅林邦彦税理士事務所・公認会計士（非構成員）	—
業務担当監事	宮 部 真弥子	和敬会 谷野呉山病院 脳と心の総合健康センター（富山県）	—

(理事 20 人、監事 2 人)

2023年度代議員体制

(2024年3月1日現在)

※勤務先は委嘱時点

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
北海道	01	北海道	一 戸 真由美	石狩市教育委員会
			岩 間 孝 介	医療法人社団拓美会 玉越病院
			竹 内 亮 平	特定医療法人社団千寿会 三愛病院
			永 野 拓 己	合同会社リノケア 放課後等デイサービス ココスタディ
			矢 田 洋 介	社会福祉法人函館恭北会 生活訓練・宿泊型自 立訓練事業所トータスホーム
東北	02	青森県	嶋 津 聡 子	平川市地域包括支援センター
	03	岩手県	藤 原 隆 之	社会医療法人智徳会 未来の風せいわ病院
	04	宮城県	三 品 竜 浩	仙台保護観察所
	05	秋田県	須 藤 雄 大	生活訓練施設のぞみ
	06	山形県	木 川 真 也	医療法人社団斗南会 秋野病院
	07	福島県	須 藤 美 梢	白河市東部地域包括支援センター
	関東・甲信 越	08	茨城県	門 前 明 久
09		栃木県	高 橋 克 彰	医療法人生々堂厚生会 森病院
10		群馬県	中 嶋 淑 子	群馬県立精神医療センター
11		埼玉県	椎 名 是 文	日本赤十字社 さいたま赤十字病院
			鈴 木 篤 史	社会福祉法人じりつ 障害福祉サービス事業 所アバンディ
			原 崎 真 人	さいたま市保健所 精神保健課
12		千葉県	赤 堀 久里子	特定非営利活動法人リンク
			飯ヶ谷 徹 平	社会福祉法人フラット 座ぐり
			和 田 大 史	特定非営利活動法人はんどいんはんど東総
13		東京都	國 重 智 宏	帝京平成大学
			毛 塚 和 英	社会福祉法人はらからの家福祉会 地域生活 支援センタープラッツ
			齋 藤 健	医療法人財団厚生協会 大泉病院
			坂 入 竜 治	昭和女子大学 人間社会学部 福祉社会学科
			那 須 聖 史	一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野 病院
			松 永 実千代	特別区社会福祉事業団
			宮 井 篤	医療法人社団翠会 ころのクリニックなり ます
吉 澤 浩 一		特定非営利活動法人ヒーライトねっと 相談 支援センターくらふと		
14		神奈川県	明 谷 大 毅	医療法人社団サーフシティワークス 茅ヶ崎 ウエストサイドクリニック
			金 井 緑	医療法人社団志朋會 樹診療所かまりや
			辻 川 彰	社会福祉法人横浜市社会事業協会 法人本部

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
				事務局
			寺 山 明 宏	横浜市中区精神障害者生活支援センター
			土志田 務	e-シェア
	15	新潟県	渡 邊 恵 司	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科
	19	山梨県	前 田 啓 介	株式会社アークメディカル
20	長野県	森 恵 美	公立大学法人長野大学	
東海・北陸	16	富山県	上 波 薫	医療法人社団信和会 障害者社会復帰センターあゆみの郷
			谷 香代子	医療法人社団白雲会 あすなるセンター
	17	石川県	木 谷 昌 平	一般社団法人ななお・なかのと就労支援センター
	18	福井県	橋 本 幸 佳	有限会社ワークハウス ワークハウスエビス
	21	岐阜県	藤 木 誠	社会医療法人聖泉会 聖十字病院
	22	静岡県	望 月 信 吾	医療法人社団リラ 溝口病院
			山 口 雅 弘	公益財団法人復康会 鷹岡病院
	23	愛知県	片 岡 博 智	医療法人共生会 みどりの風南知多病院
			河 合 功 樹	さくらぎ眼科こころのクリニック
			砂 田 雄 次	北医療生活協同組合 北メンタル・クリニック
			辻 川 幸 博	京ヶ峰岡田病院
			中 村 雅 代	医療法人成精会 刈谷病院
	24	三重県	辻 宏 明	三重県農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院
近畿	25	滋賀県	河 瀬 佳意子	湖南地域働き・暮らし応援センターりらく
	26	京都府	下 村 洋 介	社会福祉法人てりてりかんぱにい 相談支援事業所 陽なた
	27	大阪府	阪 口 久喜子	医療法人杏和会 阪南病院
			島 田 泰 輔	堺市 子ども相談所
			津 野 智 彦	医療法人長尾会 ねや川サナトリウム
			中 島 憲 行	社会医療法人北斗会 相談支援事業所マジール
	28	兵庫県	藤 村 要 至	医療法人新淡路病院 淡路障害者生活支援センター
			松 田 一 生	兵庫県精神保健福祉センター
			安 好 弘 孝	医療法人内海慈仁会 姫路北病院
	29	奈良県	都 築 哲 翁	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
30	和歌山県	中 川 浩 二	和歌山県庁障害福祉課	
中国	31	鳥取県	米 原 満	医療福祉センター 倉吉病院
	32	島根県	飯 島 健 太	島根県立心と体の相談センター
	33	岡山県	堀 家 康 子	公益財団法人林精神医学研究所 林道倫精神科神経科病院
			矢 木 公 久	医療法人社団井口会 向陽台病院
	34	広島県	上 田 章 子	医療法人社団共愛会 己斐ヶ丘病院
			森 野 杏 子	独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター

ブロック	コード	支 部	氏 名	勤 務 先
	35	山口県	山 根 翼	社会福祉法人千花千彩 工房ときわ
四国	36	徳島県	水 本 多 恵	医療法人むつみホスピタル
	37	香川県	石 河 純 子	函子メンタルクリニック
	38	愛媛県	西 條 昌 代	医療法人平成病院
			檜 垣 亜由美	一般財団法人新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院
	39	高知県	元 木 智 之	社会福祉法人ファミリーユ高知 高知ハビリテ ーリングセンター
九州・沖縄	40	福岡県	井手口 大 剛	特定非営利活動法人リーベル 八女市障がい 者基幹相談支援センター
			羽 野 宏 美	医療法人聖峰会 田主丸中央病院
			平 川 央	八幡厚生病院
			前 田 秀 和	医療法人牧和会 ピアッツァ桜台
	41	佐賀県	辻 本 泰 子	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療セ ンター
	42	長崎県	柴 原 彩 子	長崎県時津町役場
	43	熊本県	大 関 宏 治	熊本市障がい者相談支援センター ウィズ
			中 野 誠 也	公益社団法人熊本県精神科協会 熊本県あか ねの里 熊本県あかね荘
	44	大分県	佐 藤 亮 介	社会福祉法人清流会 多機能型事業所ワーク ステーション・ドルフィン
	45	宮崎県	黒 木 基 博	医療法人聖心会 中村クリニック リワーク デイケアひかり
	46	鹿児島県	溝 内 義 剛	特定非営利活動法人まぐねつと 25
47	沖縄県	山 城 涼 子	医療法人晴明会 糸満晴明病院	
代議員総数 84 人				

2023年度部及び委員会等体制

(2024年3月1日現在)

※法人格、重複勤務先及び都道府県支部略

1. 「部及び委員会設置運営規程」に基づくもの

1) 権利擁護部

部長 岡本秀行 (川口市保健所/埼玉県)

担当理事 <精神医療・権利擁護委員会>的場律子 (福永病院/山口県) <地域生活支援推進委員会>山本綾子 (三重県こころの健康センター/三重県) <就労・雇用支援の在り方検討委員会>渡邊俊一 (希づき/福岡県) <刑事司法精神保健福祉委員会>岡本秀行 <依存症及び関連問題対策委員会>関口暁雄 (埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター/埼玉県) <子ども・若者・家族支援委員会>行實志都子 (神奈川県立保健福祉大学/神奈川県)

<精神医療・権利擁護委員会>

委員長 大塚直子 (井之頭病院/東京都)

委員 橋 武蔵 (旭川圭泉会病院/北海道)、阿部祐太 (花巻病院/岩手県)、三溝園子 (昭和大学附属烏山病院/東京都)、種田綾乃 (神奈川県立保健福祉大学/神奈川県)、岡安 努 (相談支援事業所やたの生活支援センター/石川県)、熊取谷 晶 (京都府/京都府)、北岡祐子 ((創) シー・エー・シー/兵庫県)、黒下良一 (第一病院/徳島県)、羽野宏美 (田主丸中央病院/福岡県)

<地域生活支援推進委員会>

委員長 吉澤浩一 (江戸川区相談支援連絡協議会/東京都)

副委員長 望月明広 (横浜市総合保健医療センター/神奈川県)

委員 波田野隼也 (青森市/青森県)、田中由佳理 (てとて/神奈川県)、小原智恵 (小矢部大家病院/富山県)、弘田恭子 (山梨県立こころの発達総合支援センター/山梨県)、渡邊充恵 (ライフデザインボヤージュ/山梨県)、伊井統章 (アソシエーションサポート/兵庫県)、柴田久仁子 (就労支援事業所めばえ/和歌山県)

助言者 門屋充郎 (十勝障がい者総合相談支援センター/北海道)

<就労・雇用支援の在り方検討委員会>

委員長 森 克彦 (アンダンテ就労ステーション/大阪府)

委員 松岡広樹 (キャリアカ/埼玉県)、中原さとみ (桜ヶ丘記念病院/東京都)、吉岡夏紀 (やたの生活支援センター/石川県)、太田隆康 (相談室あめあがり/岐阜県)、谷奥大地 (アンダンテ就労ステーション/大阪府)、稲垣佳代 (高知県立大学/高知県)、溝内義剛 (まぐねっと25/鹿児島県)

助言者 岩瀬敏彦 (出合いの家/滋賀県)、廣江 仁 (養和会/鳥取県)

<刑事司法精神保健福祉委員会>

委員長 山田真紀子 (大阪府地域生活定着支援センター/大阪府)

副委員長 大岡由佳 (武庫川女子大学/兵庫県)

副委員長 喜多見達人 (兵庫県)

委員 木本克己 (横浜市/神奈川県)、坂本理恵 (愛知医療センター名古屋第二病院/愛知県)、渡邊洋祐 (あさやけ社会福祉士事務所/大阪府)、柏木一恵 (浅香山病院/大阪府)、金子宏明 (山口保護観察所/山口県)、合田舞香 (北九州医療刑務所/福岡県)

助言者 西崎勝則 (奈良保護観察所/非構成員)

<依存症及び関連問題対策委員会>

委員長 小関清之（秋野病院／山形県）
委員 白田幸輝（若宮病院／山形県）、山本由紀（国際医療福祉大学／栃木県）、柏木一
惠、中島宗幸（堺市／大阪府）、菰口陽明（呉医療センター／広島県）、岡村真紀
（高嶺病院／山口県）

<子ども・若者・家族支援委員会>

委員長 山本由紀
委員 四ツ谷創史（青森県七戸児童相談所／青森県）、天野庸子（さいたま市教育委員
会／埼玉県）、森田久美子（立正大学／埼玉県）、上野陽弘（嵐山学園／埼玉県）、
大高靖史（日本医科大学付属病院／東京都）、西隈亜紀（東京フレンズ／東京都）
加藤雅江（杏林大学／東京都）、吉田真由美（福岡市児童心理治療施設／福岡県）

2) 組織部

部長 磯崎朱里（メンタルケアステーションyui／和歌山県）
担当理事 <組織強化委員会>徳山 勝（半田市障がい者相談支援センター／愛知県） <
災害支援体制整備・復興支援委員会>磯崎朱里

<組織強化委員会>

委員長 中川浩二（和歌山県精神保健福祉センター／和歌山県）
委員 竹内亮平（三愛病院／北海道）、根田悠士（秋田回生会病院／秋田県）、横山基樹
（いなしきハートフルセンター／茨城県）、寺西里恵（金沢市障害者基幹相談支
援センター／石川県）、島田泰輔（堺市子ども相談所／大阪府）、蓬原由梨香（和
歌山県精神保健福祉センター／和歌山県）、田村良次（重本病院／山口県）、齋中
康人（古新町こころの診療所／香川県）、山口麻衣子（地域生活支援センターす
みよし／宮崎県）

<災害支援体制整備・復興支援委員会>

委員長 河合 宏（さきがけホスピタル／岡山県）
委員 菅野直樹（福島赤十字病院／福島県）、照井涼子（北海道大学病院／北海道）、北
村昇二（宮古山口病院／岩手県）、伊藤亜希子（飯舘村教育委員会／福島県）、鴻
巣泰治（西熊谷病院／埼玉県）、三瓶芙美（神奈川精神医療人権センター／神奈
川県）、木谷昌平（ななお・なかのと就労支援センター／石川県）、大原弘之（和
歌山県立こころの医療センター／和歌山県）、日向晴美（さぬき市民病院／香川
県）、木ノ下高雄（就労サポートセンター菊陽苑／熊本県）

3) 広報部

部長 長谷 諭（宮城県立精神医療センター／宮城県）
担当理事 長谷 諭

<機関誌編集委員会>

委員長 三品竜浩（仙台保護観察所／宮城県）
副委員長 木本達男（岡山市保健所／岡山県）
委員 谷口恵子（聖学院大学／埼玉県）、内野真由美（東京武蔵野病院／東京都）、大泉
圭亮（日本ソーシャルワーク教育学校連盟／東京都）、坂本智代枝（大正大学／
東京都）、三木良子（帝京科学大学／東京都）、田村洋平（日向台病院／神奈川県）、
牛場裕治（福井県立大学／福井県）、和泉 亮（フクシのみらいデザイン研究所
／大阪府）、原 敬（清和会／島根県）、須田竜太（Q-ACTくるめ／福岡県）

2. 個別の設置根拠に基づくもの

1) 特別委員会設置運営規程

担当理事 <「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂検討委員会>島内美月（八幡浜医師会立双
岩病院／愛媛県） <業務調査検討委員会>磯崎朱里 <メディア連携委員会>

関口暁雄 <苦情処理規程改正等特別委員会> 渡邊俊一 <60周年記念誌編集委員会> 木太直人

<「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂検討委員会>

委員長 赤畑 淳 (東京通信大学/東京都)

委員 藤原正子 (福島学院大学/福島県)、川口真知子 (井之頭病院/東京都)、坂入竜治 (昭和女子大学/東京都)、中村亮太 (リンクスマENTALクリニック/神奈川県)、中村征人 (愛知県/愛知県)、橋本みきえ (九州産業大学/福岡県)

助言者 岩本 操 (武蔵野大学/東京都)

<業務調査検討委員会>

委員長 石田賢哉 (山口県立大学/山口県)

委員 鈴木 和 (北海道医療大学/北海道)、熊谷芳子 (青森大学/青森県)、長谷川さとみ (相談支援事業所 藤/青森県)、中西奈央子 (順天堂越谷病院/埼玉県)、山田 伸 (メンタルホスピタルかまくら山/神奈川県)、岡村真紀、高木健志 (佛教大学/京都府)

助言者 水野拓二 (鷹岡病院/静岡県)

<メディア連携委員会>

委員長 原 昌平 (相談室ぼどる/ぼどる行政書士事務所/大阪府)

副委員長 菅原朋子 (ティーペック大阪EAPセンター/大阪府)

委員 上田広大 (ライブフォレスト相談室REACH/北海道)、正木英恵 (ヘルスウェイ・ジャパニーズ・メディカル (シンガポール) /滋賀県)、城 美早 (あしすと阪急阪神/大阪府)、飯田和代 (奈良県立藤の木学園/奈良県)、足立孝子 (島根大学/島根県)、山田奈緒 (毎日新聞/東京都)、木原育子 (東京新聞・中日新聞東京本社/東京都)、持丸彰子 (日本放送協会大阪放送局/大阪府)

<苦情処理規程改正等特別委員会>

委員長 渡邊俊一

委員 長谷 諭、渡辺由美子 (市川市役所/千葉県)、金 文美 (大阪保健福祉専門学校/大阪府)、中山 真 (浦安荘/岡山県)、平澤千鶴子 (平澤法律事務所・弁護士/非構成員)、坪松真吾 (事務局長)

助言者 松本成輔 (あいおい法律事務所・弁護士/非構成員)

<60周年記念誌編集委員会>

委員長 古屋龍太 (日本社会事業大学/東京都)

委員 岩崎香織 (富士病院/福島県)、鶴 領太郎 (静岡福祉大学/静岡県)、菊地祐子 (秦野厚生病院/神奈川県)、國重智宏 (帝京平成大学/東京都)、島津屋賢子 (日本社会事業大学/東京都)、新谷いずみ (日本福祉教育専門学校/東京都)、篠野哲也 (ぷらっく・ふらっぐ/東京都)、林 なつみ (多摩病院/東京都)、森 茜 (ミュー/東京都)

2) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設置運営規程

担当理事 長谷川千種 (長谷川ソーシャルワーク・成年後見事務所/東京都)

<クローバー運営委員会>

委員長 浅沼尚子 (ソーシャルワーカー事務所 長楽庵/神奈川県)

副委員長 齋藤敏靖 (東京国際大学/埼玉県)

副委員長 山口雅弘 (鷹岡病院/静岡県)

委員 吉川優子 (ライフサポートオフィスMVC/埼玉県)、関原 育 (ほっとすぺーす/東京都)、齋藤憲磁 (国立県営神奈川障害者職業能力開発校/神奈川県)、岡田昌大 (こころのクリニック西尾/愛知県)、川井邦浩 (サポートセンターOMS/大阪府)、讚井美枝子 (結い後見事務所/山口県)、安部裕一 (ブラウンシュガー/

福岡県)、熊倉千雅(くまくら社会福祉士事務所/公益社団法人日本社会福祉士会からの派遣委員)

助言者 今村浩司(西南女学院大学/福岡県)

3) 生涯研修制度運営細則

研修センター長 廣江 仁

担当理事 <研修企画運営委員会>岩尾 貴(しごと・くらし応援センターはるかぜ/石川県)、栄 セツコ(桃山学院大学/大阪府) <認定スーパーバイザー養成委員会>岩尾 貴 <認定制度推進委員会>島内美月

<研修企画運営委員会>

委員長 富岡賢吾(伊都の丘病院/福岡県)

副委員長 山北佑介(カサマイ合同会社/愛知県)

委員 山村 哲(なるかわ病院/北海道)、浅沼充志(花巻病院/岩手県)、有村 慧(就労継続支援B型事業所スキップ/埼玉県)、早川 智(こころのクリニック高島平/東京都)、八木苑子(就労サポートセンターねくすと/神奈川県)、鶯 領太郎(静岡福祉大学/静岡県)、知名純子(まるいクリニック/京都府)、伊藤大士(大阪府こころの健康総合センター/大阪府)、河村隆史(己斐ヶ丘病院/広島県)、久米川晃子(藍里病院/徳島県)、白澤珠理(相談支援事業所ドライブ/鹿児島県)

助言者 小沼聖治(聖学院大学/埼玉県)

<認定スーパーバイザー養成委員会>

委員長 北森めぐみ(順天堂越谷病院/埼玉県)

副委員長 池沢佳之(ハートクリニック/神奈川県)

副委員長 西銘 隆(田崎病院/沖縄県)

委員 今井博康(北翔大学/北海道)、池谷 進(あおぞら相談室/山梨県)、森山拓也(城西国際大学/千葉県)、吉岡夏紀、中村雅代(刈谷病院/愛知県)、村上貴栄(京都光華女子大学/京都府)、三重野芳美(八幡厚生病院/福岡県)

助言者 石川到寛(大正大学/東京都)、荒田 寛(龍谷大学/滋賀県)

<認定制度推進委員会>

委員長 岡田隆志(福井県立大学/福井県)

委員 森山拓也、長島由季(成増厚生病院/東京都)、早川 智、前林勝弥(静岡市役所/静岡県)、中村雅代、横溝 稔(浅香山病院/大阪府)、鈴木知子(生活支援センターぱると・ベル/奈良県)、前田秀和(ピアッツァ桜台/福岡県)、富岡賢吾

4) 倫理委員会規程

<倫理委員会>

委員長 金 文美(大阪保健福祉専門学校/大阪府)

副委員長 塚本哲司(埼玉県立精神医療センター/埼玉県)

委員 橋本菊次郎(北海道医療大学/北海道)、澁谷庸起子(クリニック・ネオ/宮城県)、菅原小夜子(こころ/静岡県)、近藤 健(権利擁護ネットワークほうき/鳥取県)、詫間佳子(しょうがい者生活支援センターふらっと/香川県)、今村浩司、鈴木浩二(小西貞行法律事務所・弁護士/非構成員)、土肥 勇(新四谷法律事務所・弁護士/非構成員)

5) 役員選出規程

<役員選挙管理委員会>

委員長 吉野比呂子(昭和女子大学/東京都)

委員 岩下正樹(八千代病院/千葉県)、河本次生(埼玉県立精神保健福祉センター/

埼玉県)、鈴木 剛 (田園調布学園大学/神奈川県)、野口香織 (こころのクリニック高島平/東京都)

6) 代議員選出規程

＜代議員選挙管理委員会＞

委員長 中家嘉章 (和歌山県田辺保健所/和歌山県)
副委員長 松村健司 (渡辺病院/鳥取県)
委員 飯田憲司 (桑園病院/北海道)、長谷部幸恵 (松平病院/青森県)、浅野夏紀 (さいたま市こころの健康センター/埼玉県)、鶴 領太郎 (静岡福祉大学/静岡県)、
宮本 彰 (藤戸病院/高知県)、有菌享平 (福岡県精神保健福祉士協会/福岡県)

7) 全国大会運営規程及び日本精神保健福祉士学会規程

＜第58回全国大会運営委員会及び第22回学術集会運営委員会 (愛媛県)＞

全国大会長・学術集会長 菊地 健 (内子町地域包括支援センター)
運営委員長 清家 斉 (きらりの森)
事務局長 住友裕美 (障害福祉サービス事業所どんでんどん)
運営委員 丸田一郎 (ほっとねっと)、榊谷咲子 (愛媛県精神保健福祉士会)、香川知美 (砥部町地域活動支援センターひとやすみ)、綾戸淳美 (どんまい)、平田富美香 (きらりの森)、田中あや (ほっとねっと)、西條昌代 (平成病院)、越智悠介 (今治病院)、野村智美 (十全ユキノキ病院)、高橋昌代 (土居わかたけ)、山田あゆみ (障害福祉サービス事業所どんでんどん)、檜垣亜由美 (財団新居浜病院)、岩本未奈 (相談支援事業所TSUNAGU)、市川大樹 (内子町地域包括支援センター)、法野美和 (真光園)、長尾真美 (松山記念病院)、佐藤浩史 (松山記念病院)、檜垣裕子 (松山記念病院)、島内美月 (八幡浜医師会立双岩病院)、三好亜里紗 (久米病院)、井上智子 (花咲会)、清水 慶 (SORA)、谷 由香 (訪問看護ステーションデューン松山)、徳本健二 (きらりの森)、西山 蓮 (ほっとねっと)、岩津真理 (南風会)、清水正美 (どんまい)、武田慎吾 (ほっとねっと)、豊川真矢 (南風会)、西本一志 (きらりの森)、松田将登 (河原医療福祉専門学校)、矢野雄大、山本安代 (西条道前病院)、伊藤彩貴 (ほっとねっと)、井原由惟 (きらりの森)、今村聖子 (指定相談支援事業所トポス松山)、大西 清、月原明寿 (松山記念病院)、安川美紀 (松山市社会福祉協議会)、濱田桃加 (真光園)、向井佑梨 (真光園)、濱石圭子 (どんまい)、小西公美 (双岩病院)、鳥生陽子 (相談支援事業所あすなろ)、中田安有子 (平成病院)、安達友貴 (財団新居浜病院)、受川名央美 (自立訓練事業所国領荘)、大西未佳 (光と風)、大政弘幸 (十全ユキノキ病院)、近藤 文 (西条市役所)、田野岡美咲 (財団新居浜病院)、平尾里奈 (財団新居浜病院)、河上直也 (花咲会)、酒井幸英 (豊岡台病院)、柴垣祐里江 (豊岡台病院)、末竹 伸 (Sign)、高科美歩 (財団新居浜病院)、武村祥世 (光と風)、戸山理恵 (松風病院)、日浅寿美 (で・ふ・か)、日山春奈、藤原夕紀 (豊岡台病院)、山野瑠華 (花咲会)、谷口誠志 (松前町役場地域包括支援センター)、徳本美沙輝 (大洲市役所)、二宮真紀 (相談支援事業所希望の森)、増田陽菜 (児童心理治療施設ひまわりの家)、金村厚司 (えひめ障害者ヘルパーセンター)、倉橋明美 (久米病院)、佐伯俊輔 (ほっとねっと)、高市 恵 (アウル)、岩崎地典 (松山記念病院)、田中景子 (松山記念病院)、丹生谷由起 (松山記念病院)、土居香緒利 (地域活動支援センターステップ)、柚山祥子 (地域活動支援センターステップ)

8) 総会運営規程

＜第11回定時総会運営委員会＞

委員長 小澤一紘 (日本精神保健福祉士協会/東京都)
委員 植木晴代 (日本精神保健福祉士協会/東京都)、小池有香 (日本精神保健福祉士)

協会／東京都)、依田葉子(日本精神保健福祉士協会／東京都)、柳澤久恵(日本精神保健福祉士協会／東京都)

9) 日本精神保健福祉士学会規程

学会長 田村綾子(聖学院大学／埼玉県)

運営委員長 廣江 仁

<第22回学術集会抄録原稿査読小委員会>

委員長 木太直人(日本精神保健福祉士協会／東京都)

委員 井上治美(今治公共職業安定所／愛媛県)、吉川公章(愛知淑徳大学／愛知県)、佐藤正彦(西毛病院／群馬県)、山口大輔(群馬県)、松田一生(兵庫県精神保健福祉センター／兵庫県)

<学会誌投稿論文等査読小委員会>

委員長 茶屋道拓哉(鹿児島国際大学／鹿児島県)

委員 中村和彦(北星学園大学／北海道)、大橋雅啓、相川章子(聖学院大学／埼玉県)、赤畑 淳、岩本 操、贄川信幸(日本社会事業大学／東京都)、坂本智代枝、鈴木孝典(大正大学／東京都)、山口創生(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所／東京都)、山村 律(日本大学／東京都)、種田綾乃、中越章乃(東海大学／神奈川県)、青木聖久(日本福祉大学／愛知県)、大谷京子(日本福祉大学)、高木健志、塩満 卓(佛教大学／京都府)、栄 セツコ、大岡由佳、石田賢哉、富島喜揮(四国学院大学／香川県)、大西 良(筑紫女学園大学／福岡県)、鬼塚 香(福岡県立大学／福岡県)、平川泰士(九州看護福祉大学／熊本県)、西田美香(九州保健福祉大学／宮崎県)

助言者 岩崎 香(早稲田大学人間科学学術院／埼玉県)

10) 分野別プロジェクト設置要綱

担当理事 <スクールソーシャルワーク>行實志都子 <認知症>的場律子 <産業精神保健>渡邊俊一 <発達障害>山本綾子 <診療報酬>長谷 諭 <貧困問題>徳山 勝 <多文化共生ソーシャルワーク>大橋雅啓

<スクールソーシャルワーク>

リーダー 岩永 靖(九州ルーテル学院大学／熊本県)

チーム員 名城健二(沖縄大学／沖縄県)、山本操里(大崎市教育委員会／宮城県)、岡本亮子(さいたま市教育委員会／埼玉県)、藤澤 茜(香川県教育委員会／香川県)、高口恵美(西南女学院大学／福岡県)

<認知症>

リーダー 蔭西 操(南加賀認知症疾患医療センター／石川県)

チーム員 石倉直美(谷野呉山病院／富山県)、笠羽香美(たけとう病院／福井県)、寺岡英世(高知鏡川病院／高知県)、和田洋臣(小倉蒲生病院／福岡県)

<産業精神保健>

リーダー 春日未歩子(森とこころの研究所／埼玉県)

チーム員 重山三香子(あおぞら／東京都)、真船浩介(産業医科大学／福岡県)、佐藤恵美(メンタルサポート&コンサル沖縄／沖縄県)、田村三太(MHC リサーチ&コンサルティング／東京都)

<発達障害>

リーダー 後藤智行(柏駅前なかやまメンタルクリニック／千葉県)

チーム員 赤堀久里子(千葉県中核地域生活支援センターさんネット／千葉県)、松田由美江(東邦大学医療センター佐倉病院メンタルヘルスクリニック／千葉県)、柴田泰臣(ビルド神保町／東京都)、政野信基(アソシア／兵庫県)

<診療報酬>

リーダー 澤野文彦（沼津中央病院／静岡県）
チーム員 櫻井早苗（愛知県精神医療センター／愛知県）、辻本直子（オラシオン／大阪府）
浜守大樹（谷野呉山病院／富山県）、浜中利保（三家クリニック／大阪府）、青戸忍（養和病院／鳥取県）

<貧困問題>

リーダー 松永実千代（特別区社会福祉事業団／東京都）
チーム員 佐藤健太（自殺対策支援センターライフリンク／東京都）、吉田 涼（春風寮／東京都）、瀧脇 憲（自立支援センターふるさとの会／東京都）、山口多希代（駒木野病院／東京都）、酒井伸太郎（京都府）

<多文化共生ソーシャルワーク>

リーダー 木村真理子（神奈川県）
チーム員 薬澤一恵（生活支援センター夢の実／埼玉県）、瑞慶覧紗希（国府台病院／千葉県）、杉山聖子（小金井市権利擁護センター／東京都）、諸井一郎（川崎市役所／神奈川県）

3. 補助金・助成金事業によるもの

1) 厚生労働省

(1) 令和5年度自殺防止対策事業

<事業名>

「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業

<担当理事>

洗 成子（愛誠病院／東京都）、木太直人

(2) 令和5年度こころの健康づくり対策事業

<事業名>

心のケア相談研修事業

<担当理事>

廣江 仁、岩尾 貴

(3) 令和5年度依存症民間団体支援事業

<事業名>

依存症にかかわる福祉人材の基盤づくりのための福祉系大学生等を対象とした「アディクション・オープンゼミナール 2023」事業

<担当理事>

岡本秀行、関口暁雄

(4) 令和5年度障害者総合福祉推進事業

<事業名>

改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成事業

<担当理事>

尾形多佳士（さっぽろ香雪病院／北海道）、的場律子

2) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 令和5年度助成金

<事業名>

2023年度精神保健福祉士リーダー研修事業

<担当理事>

廣江 仁、岩尾 貴

3) 公益財団法人日本財団

(1) 2023年度助成金 1

<事業名>

ソーシャルワーク視点での精神障害者のための就労支援ハンドブック及び人材育成プログラムの開発

<担当理事>

岡本秀行、渡邊俊一

(2) 2023 年度助成金 2

<事業名>

「子どもと家族の相談窓口」事業の実施による精神保健福祉士が行う子ども家庭支援の効果検証に関する調査研究

<担当理事>

木太直人、岡本秀行、山本綾子、行實志都子

4) 公益財団法人ユニバーサル財団 2022 年度研究助成 ※前年度からの継続

<事業名>

多文化ソーシャルワークを実践できる精神保健福祉士を中心としたソーシャルワーカーの人材育成と支援ツール開発に関する研究

<担当理事>

大橋雅啓

4. 相談役（定款第 34 条及び顧問及び相談役規程に基づくもの）

岩本 操、門屋充郎、西澤利朗（目白大学／東京都）、古屋龍太

5. 名誉会長（名誉会長規程に基づくもの）

柏木 昭 ※2023年12月30日逝去

6. 名誉会員（定款第 5 条第 1 項第 4 号及び名誉会員推薦規程に基づくもの）

柏木 昭、大野和男（ドレミファ会／神奈川県）、門屋充郎、高橋 一（東京都）、竹中秀彦（京ヶ峰岡田病院／愛知県）

7. 常勤役員及び事務局

常務理事 木太直人

事務局長 坪松真吾

班 長 [総務班] 植木晴代 [広報班・研修班] 依田葉子

主 任 [総務班] 小澤一紘 [研修班] 奈良 友

事務局員 [総務班] 露崎葉子、湯田美枝、原 浩子（経理担当）、矢地昌代（派遣職員）、菊池江美子（令和 5 年度自殺防止対策事業担当／週 4 日）、蓑輪加奈（クローバー担当／週 3 日）

[研修班] 柳澤久恵、小池有香、武田美紀子

[日本ソーシャルワークセンターへの在籍出向] 甲田拓也

2023年度関係機関・団体等への役員等派遣体制

(2024年3月1日現在)

関係機関・団体名	委員会等	役職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
厚生労働省	認知行動療法研修事業評価委員会	委員	木太直人（常務理事）	指名
	自殺総合対策の推進に関する有識者会議	構成員	田村綾子（会長）	指名
文部科学省	いじめ防止対策協議会	委員	田村綾子（会長）	選出
法務省	“社会を明るくする運動”中央推進委員会	構成団体	事務局対応／坪松真吾（事務局長）	選出
消費者庁	高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会	構成団体	事務局対応／坪松真吾（事務局長）	選出
国土交通省関東運輸局	移動等円滑化評価会議関東分科会	委員	木太直人（常務理事）	推薦
（公財）社会福祉振興・試験センター	評議員会	評議員	田村綾子（会長）	職名
（公財）日本障害者リハビリテーション協会	評議員会	評議員	木太直人（常務理事）	指名
（公社）日本精神保健福祉連盟	理事会	理事	宮部真弥子（監事）	選出
精神保健従事者団体懇談会（精従懇）		代表	木太直人（常務理事）	選出
		構成員	大塚淳子（東京都支部）	選出
（NPO）日本障害者協議会（JD）	理事会	理事	木太直人（常務理事）	選出
	総会	協議員	木太直人（常務理事） 坪松真吾（事務局長）	選出
	政策委員会	委員	福富 律（東京都支部） 宮井 篤（東京都支部）	選出
	企画委員会	委員	木太直人（常務理事）	依頼
	総務委員会	委員	坪松真吾（事務局長）	依頼
日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）	代表者会議	代表者	田村綾子（会長） 木太直人（常務理事）	選出
	事務局長会議	—	坪松真吾（事務局長）	職名
	ハート相談センター運営委員会	委員長	木太直人（常務理事）	指名
	国際委員会	委員	大橋雅啓（理事） 瑞慶覧紗希（千葉県支部）	選出
		国際関係サポーター	木村真理子（東京都支部） 諸井一郎（神奈川県支部）	選出
（NPO）地域精神保健福祉機構（コンボ）	リカバリー推進フォーラム企画委員会	委員	松田裕児（千葉県支部）	選出
国民医療推進協議会		理事	田村綾子（会長）	職名

関係機関・団体名	委員会等	役 職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
ソーシャルケアサービス従事者研究協議会	全体会議	代表者	田村綾子（会長） 木太直人（常務理事） 坪松真吾（事務局長）	職名 及び 選出
	事務局長会議	担当	坪松真吾（事務局長）	職名
医療保健福祉領域公認心理師推進協議会		担当理事	木太直人（常務理事）	選出
（一社）日本発達障害ネットワーク（JDD）		理事	渡辺由美子（千葉県支部）	選出
		代議員	松田和也（東京都支部）	選出
		多職種連携委員会	渡辺由美子（千葉県支部）	選出
日本の福祉を考える会		会員	田村綾子（会長）	職名
（公社）日本精神神経学会	多職種協働委員会	委員	大塚淳子（東京都支部）	指名
	慢性療養者の医療・支援のあり方検討委員会	委員	洗 成子（副会長）	推薦
	地域ケアにおける自立支援のあり方検討委員会	委員	廣江 仁（副会長）	推薦
精神保健福祉事業団体連絡会		監事団体	木太直人（常務理事）	指名
チーム医療推進協議会		代議員	木太直人（常務理事）	選出
		予備代議員	洗 成子（副会長）	選出
		予備代議員	尾形多佳士（副会長）	
救急認定ソーシャルワーカー認定機構		理事	駒野敬行（大阪府支部）	推薦
アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク		幹事団体代表	小関清之（山形県支部）	選出
医療基本法共同骨子の共同提案団体		共同団体代表	洗 成子（副会長）	選出
（公社）日本社会福祉士会	リーガル・ソーシャルワーク研究委員会	委員	松田裕児（千葉県支部）	派遣
（一財）あかしこども財団	西日本こども研修センターあかし運営委員会	委員	岩永 靖（熊本県支部）	推薦
（福）全国社会福祉協議会	中央福祉人材センター運営委員会	委員	田村綾子（会長）	推薦
一般社団法人日本産業保健法学会		参与	田村綾子（会長）	指名
（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会	依存症の治療・相談等に係る指導者養成事業	委員	小関清之（山形県支部） 山本由紀（栃木県支部） 岡村真紀（山口県支部）	派遣
（一社）日本自殺予防学会	事業連携	担当者	田村綾子（会長） 廣江 仁（副会長） 岩尾 貴（理事）	選出
（一社）日本神経精神薬理学会・（一社）日本臨床精神神経薬理学会	「統合失調症薬物治療ガイド2022」作成ワーキンググループ	委員	稲見 聡（栃木県支部）	派遣
（社福）葛飾区社会福祉協議会	検討支援会議	委員	小林 勲（東京都支部）	指名

関係機関・団体名	委員会等	役職	被派遣者（役職又は所属支部）	派遣区分
（社福）府中市社会福祉協議会	権利擁護センターふちゅう事例検討会	委員	毛塚和英（東京都支部）	指名
葛飾区	成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会	委員	小林 勲（東京都支部）	指名
（国研）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究室 地域精神保健・法制度研究部	厚生労働科学研究山口班 検討委員会	検討委員	田村綾子（会長）	派遣
（一財）日本ソーシャルワークセンター	理事会	理事	田村綾子（会長）	職名
	評議員会	評議員	竹中秀彦（愛知県支部）	選出
	こども家庭ソーシャルワーカー研修認定委員会	委員	小沼聖治（埼玉県支部）	選出
（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究検討委員会	委員 区分4-1担当検討班	廣江 仁（副会長） 名城 健二（沖縄県支部）	指名
	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究「研修実施方法・実施体制等の検討と試行的実施」委員会	委員	栄 セツコ（理事）	派遣
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究 検討委員会	委員	廣江 仁（副会長）	指名
奈良県	奈良県アルコール健康障害対策推進会議	委員	大本 淳（奈良県支部）	指名
札幌市	札幌市精神医療審査会	委員	今井博康（北海道支部）	指名

2023年度提出要望書・見解等

(日付順)

標 題 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に対する意見

日 付 2023年7月31日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第23-191号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 部長 辺見 聡 様

障害福祉の向上に向けてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

私たち公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、すべての人が「自分らしい生活」を実現し、その生活を安心して継続することができるよう、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に向け、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 精神科病院からの地域移行と地域生活の定着の着実な推進に向けて

令和2年患者調査では、精神病床における1年以上の長期入院者が未だに約17万人いる状況が分かっています。入院中の地域移行支援と地域移行後の自立生活援助の連続的・一体的な利用が促進され、長期入院等の解消がさらに進むよう、以下の通り提案いたします。

1) 自立生活援助のサービス管理責任者配置要件の緩和について

<意見>

相談支援事業所が自立生活援助の指定を受けやすくなるように、相談支援専門員の資格を以てサービス管理責任者としてみなすことを提案いたします。

<理由>

地域移行を促進し、障害者がより安心して地域生活を送ることができるようにするために、自立生活援助のさらなる充実が必要と考えますが、現状では相談支援事業所が自立生活援助の指定を受けるためには、サービス管理責任者をさらに配置する必要があり、指定事業所が増加しにくいひとつの理由となっています。サービス管理責任者と同等の研修を受講している相談支援専門員がサービス管理責任者とみなされることによって、相談支援事業所が自立生活援助の指定を受けやすくなり、体制整備のさらなる充実につながると考えます。

2) 入所・入院中からの地域移行支援と自立生活援助を一体的に行なった場合の実績としての評価について

<意見>

地域移行支援を提供し、利用者の地域移行後に引き続き自立生活援助の支援を行った実績が1人以上の相談支援事業所に対して、自立生活援助の基本報酬を引き上げることが提案いたします。

<理由>

入所・入院中から地域移行後まで切れ目のない支援を展開する観点からは、地域移行後の自立生活援助による支援の提供が有用です。利用者に、入所・入院中から退所・退院後まで一貫した支援が提供されることで、本人と相談支援専門員との関係性やアセスメント、支援方針等を地域生活へと連続させることができ、より本人の希望する暮らしの実現を促すことに結びつきます。加えて、1)と重複しますが、自立生活援助の指定を受ける事業所が増え、体制整備のさらなる充実につながると考えます。

3) 地域定着支援の家族条件にかかる提示について

<意見>

地域定着支援の家族条件にかかる提示を自立生活援助と同様にすることを提案いたします。

<理由>

自立生活援助については家族による支援が見込めない例として、「その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合」が示されていますが、地域定着支援では「家族等が高齢であったり就労している場合」等に限定されています。地域定着支援の必要性のある方でも、提示されている条件以外に、支援の担い手である家族が精神保健の課題や身体疾患等を抱える場合や、本人が家族に意志表出等しにくい関係性が伏在している場合等ありますが、家族条件に該当しないため利用できない例が見られま

す。

4) 自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」における情報提供先を訪問看護ステーションへ拡充し、複数機関への情報提供については加算の増額ができるようにすることを提案いたします。

<理由>

自立生活援助及び地域定着支援における「日常生活支援情報提供加算」は精神科病院等が対象とされています。訪問看護ステーションは当該加算の対象ではありませんが、精神科訪問看護の対象者で、例えば受診頻度が低い（例、1か月に1回等）が生活上の課題が大きい等の場合は福祉との連携が欠かせません。実際、そうした利用者に対しては訪問看護ステーションと自立生活援助及び地域定着支援の提供者間での情報共有を頻回に行なうことで、利用者の地域生活継続を支えています。このような医療と福祉の連携強化の観点から、訪問看護ステーションについても病院等への情報提供を前提に当該加算の対象として拡充し、2か所目以降の情報提供については加算を上乗せできるようにすることを提案いたします。

5) 自立生活援助及び地域定着支援における ICT 活用について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援における ICT 活用として、電話以外のメールやビデオ通話等を活用した支援を報酬上評価することを提案いたします。

<理由>

自立生活援助及び地域定着支援では、夜間の緊急時における電話による支援が報酬上評価されていますが、場面緘黙や強い対人緊張、聴こえが悪い等本人の状態により電話ではなくメールやビデオ通話等で緊急時の対応をすることもあります。そのため、電話以外にもメールやビデオ通話等 ICT を活用した支援も報酬上評価することを提案いたします。

2. 共同生活援助（以下、「グループホーム」とする）における一人暮らし等に向けた支援の充実に向けて

障害があっても、本人が暮らしたい場所で、暮らしたい人と「ごく当たり前の生活」を営むことが保証されるよう、一人暮らし等を希望する利用者に対する地域との連携を基盤とした支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームの実現に向け、以下の通り提案いたします。

1) グループホームにおける地域協働加算の創設について

<意見>

グループホームにおける地域協働加算の創設を提案いたします。

<理由>

グループホームの利用者が単身生活等へ移行し、希望する生活を実現しようとするとき、サービス管理責任者等は地域の様々な社会資源を活用できるようにマネジメントすることが重要です。そのためにはグループホームの職員、利用者が日頃から地域の一員として自治会活動に参加する等し、地域住民等との交流を通じて障害理解を促し、誰もが当たり前利用する生活資源を障害のある方も誤解や偏見なく利用できるよう関係性を構築しておくことが必要です。一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームの職員が、利用者と共に地域との協働に取り組んだ場合、報酬上評価されることを提案いたします。

2) 居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者の拡大について

<意見>

居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者のグループホームへの拡大を提案いたします。

<理由>

障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から居住支援連携体制加算が、また住宅の確保及び居住支援にかかる課題への取り組みを促す観点から地域居住支援体制強化推進加算が、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援事業に位置付けられています。一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームにおいては、居住先の確保及び居住支援の充実と、そ

れらにかかる課題の把握や解消へ向けた協議等が必要となることから、これらの加算をグループホームに拡大することを提案いたします。

3) 個別計画訓練支援加算のグループホームへの拡大について

<意見>

自立訓練（生活訓練）において算定できる個別計画訓練支援加算について、自治体への届出、精神保健福祉士等専門職による個別訓練実施計画の作成、毎月の計画の評価・見直し、関係者との情報共有等を条件として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームも加算対象サービスとすることを提案いたします。

<理由>

一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームにおいては、特に地域生活を営む上で必要となる生活能力の獲得（または向上）に焦点を定め、一定期間、重点的に個別の訓練や評価を行う必要があります、その体制が充実することで、本人が希望する暮らしの実現をより促すことができると考えます。

4) 地域生活支援拠点等加算について

<意見>

地域生活支援拠点等加算について、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームへ拡大することを提案いたします。市町村に地域生活支援拠点等として位置付けられた短期入所事業所については、緊急時の受入対応等の当該拠点等の役割の一端を担うことが、短期入所サービス費の算定における利用開始日の加算として評価されていますが、これを、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームのうち、特に地域生活支援拠点等として評価されるべき条件を満たす事業所（例えば前述「2-1」）のような加算等を算定した実績のあるグループホーム等に拡大することを提案いたします。

<理由>

グループホームの空室を緊急時の受入対応等に有効活用し、本人の希望する地域生活の実現や、地域支援体制の機能をさらに充実させることができると考えます。

3. 就労系障害福祉サービスにおける支援の推進に向けて

就労を希望する障害者のニーズの多様化や社会経済状況が変化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、障害者一人一人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが課題として示されました。そのため、就労系障害福祉サービスにおいて、よりきめ細かい支援を実施し、本人が望む暮らしの実現に向けて、以下を提案いたします。

1) 就労継続支援A型事業におけるスコア表の修正について

<意見>

就労継続支援A型事業におけるスコア表の以下の部分について、質の向上につながるよう修正することを提案いたします。

①「多様な働き方」の「②利用者を職員として登用する制度について」の項の2点目について、「前年度の実績がある」を「これまでに実績があり、雇用が継続している」とすること

②「多様な働き方」の「⑧傷病休暇等の取得に関する事項」の項の2点目について、「就業規則等で定めており、前年度の実績がある」を「就業規則等で定めており、これまでに実績がある」とすること

<理由>

現在、複数の評価軸をもとに、多面的に評価できる仕組みになったことは、サービスの質を高めることに有効であると考えています。その上で、評価の項目、方法については、さらなる精査を行い、修正の必要があると考えます。例えば、①に関しては、雇用は一度だけでするので、他の項目と同じく継続して実績を挙げられることが評価されなければインセンティブにはつながりにくいということ、②に関しては傷病等の際に休暇が取得できる保障は重要ですが、傷病等が発生したことを評価する形になっており、支援の質の担保にはつながっていないと考えられます。

2) 就労継続支援B型事業における多様な評価軸に基づいたサービスの質の評価について

<意見>

就労継続支援A型事業と同様にスコア制を導入し、以下のような多様な評価軸に基づいてサービスの質を評価することを提案いたします。

- ①利用のフレキシブルさ（日数や時間について、短時間利用も受け入れているか）
- ②生産活動以外のプログラムがあるか（「就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練」として、強みや能力などに着目したものであるか等）
- ③利用者の参画（生産活動のことを利用者も一緒に考えたり意見を言ったりする機会を設けているか）
- ④作業の多様性や作業のための環境整備や配慮があるか

<理由>

工賃の額によって報酬単価が決まらない区分ができたことは、多様な利用者への支援の枠組みが増えたと言えます。一方で単価が低く、実際の運営がかなり困難となっている事業所もあり、障害者一人一人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援の提供に困難を来している現状もあります。

ただ、一律に単価を上げるだけでは高工賃を目指す取り組みへの評価との整合性がとれませんので、上記例示のように多様な評価軸に基づいてサービスの質を評価することで、就労に向けたきめ細かな支援が促進され、本人が望む暮らしの実現に繋がれると考えます。

標 題 出入国管理及び難民認定法の改正に対する声明

日 付 2023年8月7日

発 信 者 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）／公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳

政府は2023年3月7日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という）を閣議決定し、第211通常国会に提出されました。その後2023年6月9日に出入国管理及び難民認定法の改正法案が、参議院で可決され、改正法が成立しました。

この改正法は、難民認定申請者等の滞り外国人（非正規滞在者を含む）の人権擁護、保健・医療・福祉及び生活保障の観点からみれば、不十分かつ憂慮すべき内容となっていることから、日本ソーシャルワーカー連盟はここに意見を表明します。

出入国管理及び難民認定法の改正に対する声明

2023年6月9日、出入国管理及び難民認定法の改正法案が、参議院で可決され、改正法が成立しました。この改正により、母国で迫害の恐れがあり「母国に帰れない事情」を抱えた難民認定申請者等を強制送還することが可能となりました。

これは、日本が締結した難民条約が保障する「難民の権利」を不当に侵害することに繋がり、「生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはならない」という「ノン・ルフールマンの原則」（追放及び送還の禁止）に反する内容です。

私たち日本ソーシャルワーカー連盟は生命や身体が危険にさらされている難民認定申請者等の自由や権利を守ると共に、適切な保健・医療・福祉及び生活保障等の体制整備などの人道的な支援を行うことを要望します。

標 題 北海道江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会における「不妊処置」に関する声明

日 付 2023年8月8日

発 信 者 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）／公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳

私たち日本ソーシャルワーカー連盟（以下「JFSW」という。）は、さまざまな要因により生活上の困難を抱えた方（以下「クライアント」という。）の権利擁護と社会福祉の増進を共通の使命とするソーシャルワーカー4団体によって構成された連合組織である。2022年12月、北海道江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会（以下「同

法人」という。)が運営するグループホームにおいて、知的障害のある入居者に対して不妊処置を強制していたとの報道がなされた。報道を受けて北海道は同法人に対して2022年12月から障害者総合支援法に基づく監査を実施していたが、この度、2023年6月21日に同法人に対して運営改善を求めた指導をするに至っている。

北海道の監査結果によれば、「入居者への結婚や同居等に関する意思決定支援は不十分、かつ入居者からの相談の記録等が残されておらず、その運営には改善が必要」とされたものの、入居者20人のうち13人に対して行われた不妊手術について「強制」があったという事実は確認できず、利用者は自らの意思で処置を行うか否かを決めていたとしている。私たちソーシャルワーカーはこの北海道の監査に注視してきたが、今回の結果に加えて「意思決定支援が不十分」という事実は、その背景にサービス利用の選択肢がないという過疎地域ゆえの課題とも相まって、利用者が生きていくために法人側からの提案を受け入れざるを得ないという「選択不可的半強制性」の存在が危惧されることから、以下に見解を述べる。

JFSWに加盟するソーシャルワーカー4団体所属のソーシャルワーカーは、クライアントの意思を最大限に尊重し、本人の「自己決定」を保障する専門職であることを倫理綱領に掲げており、同法人の対応や同法人の理事長が「障害者が出産を望んだ場合はうちは支援できない」と公言していた事実は、利用者の自己決定を脅かす事態であり遺憾に堪えない。障害福祉サービスを提供する事業所は、厚生労働省が策定した「意思決定支援ガイドライン」(※)に沿って利用者への「意思決定支援」を推進することが求められており、それが「不十分」であったとされたことを同法人は真摯に受け止め改善に努めるべきである。

障害者権利条約では、「障害のある人が当事者の自由かつ完全な合意に基づき婚姻をし、かつ、家族を形成する権利が認められること」(第23条1(a))を明記している。これは誰もが有する当たり前の権利であり、社会福祉事業の運営者がこのことを蔑ろにする行為は決して許されない。

一方、今回の不妊治療をめぐる一連の報道に対して、インターネット上で障害者の結婚や出産、育児等についての差別的・否定的な発言の匿名コメントが後を絶たず、その一言ひとことが多くの障害当事者や家族を傷つけている。

私たちは、人びとの間に存在する内なる優生思想や差別意識にも真摯に向き合い、障害者の性や子どもの権利についての議論をさらに深めていく必要がある。なお、私たちソーシャルワーカー自身が、クライアントの結婚や出産を心から祝福し、その後の子育てや生活を本気で支援することができているか、誰もが障害者の結婚や出産、子育てを応援できる環境作りのために何をしているのか、と自問するべきである。

また、クライアントやその家族の権利を保障するために、地域のなかで必要な社会資源を創出することにより、どこに住んでいても人生の選択肢を広げられるような働きかけをしなければならない。今回発覚した事態が一法人に起きた固有の問題のみならず、地域全体、そして現代の日本社会全体の課題であるとの認識に立つ必要がある。

日本に生きるすべての人々の生命や尊厳の尊重と、それを育むことのできる家庭、地域社会の実現に向けて、私たちJFSWは今後も関係機関、関係団体、当事者や家族との連携の下に精力的に取り組む所存である。

(※)「意思決定支援ガイドライン」によれば、意思決定支援とは、『自ら意思を決定することが困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み』のことをいう。

標 題 犯罪被害者支援窓口における支援の充実に向けた要望について

日 付 2023年9月5日

発翰番号 JAMHSW 発第23-241号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 警察庁 犯罪被害者等施策担当参事官室 御中

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本協会は、精神障害やメンタルヘルス不調を来した方の権利擁護と地域生活支援を担うソーシャルワーク専門職の全国組織です。近年は、広く国民の精神保健保持に資するべく、医療、保健、そして福祉の領域における精神保健福祉士の果たす役割はますます重要となっており、医療・生活支援サービス機関はもとより、地方公共

団体や学校のほか、保護観察所や矯正施設等刑事司法分野においても、その活動の幅を広げております。

さて、犯罪被害を受けた方に対しては、様々な支援が求められていることは言うまでもありません。もちろん、刑事司法手続における支援やカウンセリングも大変重要ですが、犯罪被害によって受ける経済的困窮、就労、家事や育児・介護の問題、学校教育の問題など、生活の支援も欠かせません。

地方公共団体の「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」（以下、「総合的対応窓口」という。）、民間被害者支援センター（性被害・性暴力ワンストップ支援センターを含む）や配偶者暴力相談支援センターなどの被害者支援を専門に行う機関のうち、一部ではソーシャルワーク専門職が従事していますが、専門的見地から組織内で意見を上げることに困難を抱えていたり、ソーシャルワーカーとしての活動に制約があったり、不安定な雇用により定着しなかったりなどの傾向がみられます。

犯罪被害者等への支援については、生活支援のための制度・サービスの不備に加え、支援に携わるソーシャルワーク専門職の位置づけが不明瞭で活用される場が極めて限定的であるために、本来必要とされる専門的な支援を十分行うことができていない現状にあります。具体的には、犯罪被害者等の相談支援として、犯罪被害者等が本来活用できる制度やサービスのコーディネート（ケアマネジメント）やアドボケート等の支援が十分提供できておりません。

実際、2016年に実施された地方公共団体の窓口に関する調査や、その6年後の2022年に実施された同様の調査においても、窓口の稼働率は2割前後にとどまっているなど、いまだに支援自体が十分でない地域が存在しています（資料1）。

以上のとおり、犯罪被害者等の置かれた困難等に対し、精神保健福祉士等のソーシャルワーク専門職が有効に活用されないことで、多くの犯罪被害者等の生活再建が進まない状況を遺憾に思っております。本協会としましては、犯罪被害者等の権利回復、精神的回復と生活再建に向けての支援体制の強化や促進のために、精神科医療機関、地方公共団体、その他関連機関が行う支援に精神保健福祉士が果たす役割は大きいと強く認識しているところです。

この問題意識の下、本協会は2022年度に全国の犯罪被害者支援にかかわる地方公共団体や民間被害者支援センターの専門職に対するアンケート及びヒアリングによる支援実態の調査を実施しました（資料2、資料3）。

その結果を踏まえ、犯罪被害者等の生活の回復に資する犯罪被害者支援窓口の充実に向けて、下記の通り要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 犯罪被害者等の生活の問題は、保健、医療、福祉と密接に絡んでおり、様々な社会資源を熟知しコーディネートしていく必要があるため、犯罪被害者支援においてケアマネジメントが可能となる体制を整備していただきたい。
2. 1. を実現するために、地方公共団体の総合的対応窓口について、保健や福祉を担う部署に設置し、正規職員である専門職が対応できる体制とするとともに、対人援助の専門職である精神保健福祉士、社会福祉士及び保健師等の専門職を配置することを推進いただきたい。なお、都道府県においては、市町村の総合的対応窓口のサポートを行うことを前提とし、2名以上の専門職の配置を必須としていただきたい。
3. 地方公共団体の総合的対応窓口の担当者が非専門職である場合には、保健、医療、福祉に関する学識経験者や職能団体等の活用により、社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師等の専門職のスーパービジョン及びコンサルテーションを受けながら、実際の支援を拡充していくことができるような体制を構築していただきたい。
4. 2018年に地方公共団体の総合的対応窓口が全市町村に設置されたにも関わらず、窓口の利用実態が明らかになっていないことから、国の責任において相談内容、相談件数の集計及び統計情報の開示をしていただきたい。
5. 相談窓口の利用がまだ十分に進んでいない実態から、引き続き、犯罪被害者等が相談窓口を適時適切に利用できるように、積極的な広報をしていただきたい。

（資料1）地方公共団体総合的対応窓口に関する調査結果（概要）[PDF：78KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20230905/document1.pdf>

（資料2）被害者支援に絡む課題アンケート調査結果 [PDF：97KB]

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20230905/document2.pdf>

標 題 「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の改正に関する意見

日 付 2023年9月13日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第23-252号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 小林秀幸 様

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、精神保健福祉法の改正により、措置入院者に対する退院後生活環境相談員の選任の義務付け等の退院促進措置が規定されるとともに、医療保護入院の入院期間が法律上定められたこと等により医療保護入院者退院支援委員会の位置づけが変わることとなります。

つきましては、2024年4月の施行に向けた「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(2014年1月24日発出、障害保健福祉部長通知)の改正に関して、退院後生活環境相談員の多数を占める精神保健福祉士の職能団体としての意見を下記の通り提出いたします。本協会としましては、より一層の退院促進に向けて支援の質向上に尽力する所存ですので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「退院後生活環境相談員の選任」について

- ・退院後生活環境相談員の資質向上には研修が欠かせないことから、都道府県等において研修を実施できるような体制整備を行っていただきたいこと
- ・なお、多職種を対象とした退院後生活環境相談員の役割及び業務に関する研修の開催にあたっては、本協会及び都道府県精神保健福祉士協会において当該研修の企画・運営等に積極的に協力・参画する意向があること
- ・配置の目安として示されている「退院後生活環境相談員1人につき、概ね50人以下の医療保護入院者を担当すること」については、担当数を「概ね30人以下」としていただきたいこと

2. 「資格」について

- ・退院後生活環境相談員として有するべき資格については、退院後生活環境相談員としての質の均てん化を図るためにも、精神保健福祉士及び精神障害者に関する業務に従事した経験を有する保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士としていただきたいこと

3. 「業務内容」について

- ・退院後生活環境相談員は、常に多職種による支援チームの一員であることを念頭に置いてその業務にあたることを明記していただきたいこと
- ・「入院時の業務」である「退院後生活環境相談員が選任された場合の、当該医療保護入院者及びその家族等に対する説明」については、口頭及び書面等により行うことを明記していただきたいこと
- ・「退院に向けた相談支援業務」のうち「退院に向けた意欲の喚起」については、本人の意向を尊重しつつ行うことが重要であることから、その旨を明記していただきたいこと
- ・「退院に向けた相談支援業務」として、措置入院者においては、保健所による「退院後支援に関する計画」の策定に協力し、円滑な退院に向けて連携を図ることを追記していただきたいこと
- ・「地域援助事業者等の紹介に関する業務」の遂行にあたっては、日常的な地域援助事業者との連携が効果的な取り組みにつながることから、そのことを明記していただきたいこと
- ・また、市町村長同意による医療保護入院の場合は、当該患者の家族による支援が希薄であることを鑑み、退院に向けて、入院者訪問支援事業の利用や地域援助事業者、市長村長同意自治体等との連携を図り、退院支援の環境整備に努めることを追記していただきたいこと

4. 「地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助」について

- ・「地域援助事業者による相談援助」として、措置入院者においては、都道府県が主催する精神障害者支援地域協議会(個別ケース検討会議)への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めることを追記していただきたいこと

5. 「医療保護入院者退院支援委員会の開催」について

- ・退院支援委員会の出席者については、当該医療保護入院者本人の出席を原則としていただきたいこと
- ・当該医療保護入院者の家族等及び地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者については、当該医療保護入院者の同意を得られた場合において、ビデオ通話等、情報通信機器の使用による退院支援委員会の出席も可能としていただきたいこと
- ・事務の簡素化の観点から、別添様式3「医療保護入院者退院支援委員会の結果のお知らせ」を廃止し、別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを本人等に通知することとしていただきたいこと

標 題 2024（令和6）年度診療報酬改定に関する要望について

日 付 2023年9月29日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第23-278号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 保険局 医療課長 眞鍋 馨 様

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、2022年12月に成立した改正精神保健福祉法の主要改正事項の施行は、次期診療報酬改定と同時期の2024年4月1日となります。そのため、精神医療に係る診療報酬の改定にあたっては、精神障害者の権利擁護の推進、措置入院者及び医療保護入院者の退院促進措置の取り組みの強化といった法改正の趣旨を踏まえて行われる必要があると考えております。

つきましては、2024年度の診療報酬改定に向けて以下のとおり要望いたしますので、ご高配のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 通院・在宅精神療法（I002）のうち、通院精神療法の療養生活継続支援加算については、在宅精神療法においても算定できるようにするとともに、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する療養生活継続支援の対象患者の数は1人につき40人以下として、加算点数を引き上げてください。

<理由>

在宅精神療法は、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して訪問診療等に際して実施することとなりますが、対象患者の中には集中的な支援を必要とするものの精神科在宅患者支援管理料の算定対象とはならないものも含まれております。そのような患者に対して看護師又は精神保健福祉士が療養生活継続支援を担当し、訪問による包括的支援マネジメントを実施することで、社会的に孤立している状況からの脱却を図ることが可能となります。

現行の療養生活継続支援加算にかかる施設基準では、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する療養生活継続支援の対象患者の数は1人につき80人以下とされています。1月に上限の80人を担当する場合は、1日当たり4人程度の療養生活継続支援を実施することとなります。しかしながら、当該支援には対面による20分以上の面接のほか、アセスメントに基づく支援計画書の作成、保健所、市町村、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関と連絡調整が含まれており、専従ではない従事者が担える業務量を超えることとなります。障害者総合支援法に規定する計画相談支援においては、1人の相談支援専門員が1月に実施する標準担当件数（取扱件数）が設定され、40件以上となる場合の基本報酬の通減制が導入されていることから、担当する療養生活継続支援の対象患者の数は1人につき40人以下とすることが妥当と考えます。

2. 精神病棟入院基本料及び精神病棟に係る特定入院料に精神科入退院支援加算（仮称）を新設してください。

<具体的要望内容>

精神保健福祉法に規定する退院後生活環境相談員等が、入院後1週間以内に退院が困難な要因を有する患者を「包括的支援マネジメント導入基準」に照らして抽出し、病院内の他職種及び地域の関係機関とのカンファレンス等により退院支援計画を作成し、入院中から当該患者に包括的支援マネジメントを実施した場合において、退院時に精神科入退院支援加算を算定できるようにしてください。

<理由>

現在精神病棟以外の病棟入院料等において算定が認められている入退院支援加算は、患者が安心・納得して退

院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進した上で、入院早期より退院困難な要因を有する患者を抽出し、入退院支援を実施することを評価するものとして2018年度改定において新設されました。

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書（2022年6月9日）には、入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実として、「包括的支援マネジメントを推進し、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する」ことが謳われております。

また、「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（令和3年障害者総合政策推進事業）では、入院中からの包括的支援マネジメントの実装研究において、入院中から精神症状と生活障害が改善され、1年後においても精神症状と生活障害が改善されたまま維持されていることが明らかにされ、入院中からの包括的支援マネジメントの実施の有効性が示唆されており、こうした取り組みを診療報酬上評価することが必要と考えます。

障害福祉サービス等報酬及び介護報酬においては医療機関と連携を図った場合の報酬が設定されていることから、精神科病院においても入院早期からの退院後の生活や療養環境を見据えた地域援助事業者や行政機関との連携を評価する報酬が新設されることで、入院患者の円滑な地域生活への移行が更に進むと考えます。

3. 精神科退院時共同指導料（B015）の算定要件を一部緩和してください。

<具体的要望内容>

外来又は在宅を担う保険医療機関の多職種チームのうち、共同指導への参加を必須とする職種については、精神科退院時共同指導料1のイ及びロともに、精神科の担当医を除外して、看護師等又は精神保健福祉士のいずれか1人以上としてください。

また、当該患者の入院する保健医療機関が引き続き退院後の外来及び在宅を担う場合においても、当該指導料を算定できるようにしてください。

<理由>

精神科退院時共同指導料については施設基準の届出が低位に留まっており、また届出を行っている医療機関においても当該指導料の算定回数及び患者数は非常に少ない状況です。その要因としては、外来又は在宅を担う保険医療機関の精神科の担当医において共同指導に参加する時間の確保が困難であることが考えられます。外来又は在宅を担う保険医療機関の共同指導に係る負担を軽減することにより、当該指導料の対象となる患者の継続的な支援が可能となります。

4. 診療報酬において医療保護入院者退院支援委員会を評価してください。

<理由>

精神保健福祉法の改正により、医療保護入院の入院期間は、最大6か月以内で省令に定める期間とされ、入院期間の更新には、対象患者の医療保護入院者退院支援委員会の開催により、入院継続に当たって必要な退院促進措置を検討することが要件とされます。

医療保護入院者退院支援委員会は、従前より個別ケア会議の要素が高く、当該委員会の開催に係る地域援助事業者及び関係者との日程調整に相当の時間を要するとともに、委員会開催に対する報酬等は全く保障されておりません。当該委員会の開催が診療報酬上評価されることで、医療保護入院者の早期の退院が促進されると考えます。

5. 精神科退院前訪問指導料（I011-2）の回数制限を緩和してください。

<具体的要望内容>

精神科退院前訪問指導料は現行において、入院期間が6月を超えると見込まれる患者にあっては、6回に限り算定可能とされているところ、10回に限り算定可能としてください。

<理由>

入院している精神疾患患者に対して、退院後の療養上必要な指導や在宅療養に向けた調整を行う精神科退院前訪問指導は、円滑な退院のために有効な支援となっております。しかしながら入院期間が長期となる患者については、患家や障害福祉サービス等の利用調整等の退院後の療養環境の整備のために、当該指導の実施が6回では足りない場合が少なくありません。

6. 「精神科訪問療養生活環境整備支援料」（仮称）を新設してください。

<具体的要望内容>

精神保健福祉士等が患家等に訪問し患者又はその家族等に対して、療養生活環境を整備するための支援を行った場合の「精神科訪問療養生活環境整備支援料」（仮称）を新設してください。算定可能機関は、精神科を標榜する医療機関及び精神科訪問看護療養費の基準を満たす訪問看護ステーションとし、週3回を限度に算定可能とします。

対象は、入退院を頻回に繰り返す、家族によるサポートが難しい、障害福祉サービス等の社会サービスにつながない等、治療中断となるハイリスク患者に限定することが適当と考えます。また、療養生活環境の整備を目的とするため、患家への訪問に限らず、就労支援事業所等の日中活動の場への同行、他科を含む医療機関への連携目的による受診同行等を行った場合も算定することが可能とする必要があります。

<理由>

精神科の通院・在宅等患者は、安定した地域生活を維持するために、生活上の課題等が病状に大きく影響することを防ぐ必要性が高い者が多く存在します。そのための相談及び制度活用、日中活動の場の確保や利用及び利用機関等と医療機関との連携など、生活課題と医療的ケアの関連についてのニーズを生活の場において把握し支援に結び付けるといった療養生活環境整備は、精神保健福祉士の専門性を生かした訪問支援が有効と考えます。

7. 入院中の患者以外の患者の家族に対する心理教育等を評価してください。

<理由>

精神疾患患者の家族に対する心理教育（以下、「家族心理教育」）は、家族に精神障害についての正しい知識や心理的なサポートを提供するものです。家族心理教育は、患者に対する否定的な感情を含む家族感情表出（EE）軽減し、利用者の再入院の防止等の効果が科学的に実証された根拠に基づく実践の1つとされていますが、医療機関での実践は普及していない現状にあります。

家族心理教育が診療報酬で評価されることにより、これに取り組む医療機関が増えることで患者の地域生活継続期間の延長や再入院の防止の促進が期待できます。

標 題 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

日 付 2023年11月6日

発翰番号 JAMHSW 発第23-326号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 公明党 障がい者福祉委員会 委員長 三浦信祐 様、事務局長 宮崎 勝 様

精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 精神科病院からの地域移行と地域生活の定着の着実な推進に向けて

令和2年患者調査では、精神病床における1年以上の長期入院者が未だに約17万人いる状況が分かっています。入院中の地域移行支援と地域移行後の自立生活援助の連続的・一体的な利用が促進され、長期入院等の解消がさらに進むよう、以下の通り提案いたします。

1) 自立生活援助のサービス管理責任者配置要件の緩和について

<意見>

相談支援事業所が自立生活援助の指定を受けやすくなるように、相談支援専門員の資格を以てサービス管理責任者としてみなすことを提案いたします。

2) 入所・入院中からの地域移行支援と自立生活援助を一体的に行った場合の実績としての評価について

<意見>

地域移行支援を提供し、利用者の地域移行後に引き続き自立生活援助の支援を行った実績が1人以上の相談支援事業所に対して、自立生活援助の基本報酬を引き上げることを提案いたします。

3) 地域定着支援の家族条件にかかる提示について

<意見>

地域定着支援の家族条件にかかる提示を自立生活援助と同様にすることを提案いたします。

4) 自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」における情報提供先を訪問看護ステーションへ拡充し、複数機関への情報提供については加算の増額ができるようにすることを提案いたします。

5) 自立生活援助及び地域定着支援における ICT 活用について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援における ICT 活用として、電話以外のメールやビデオ通話等を活用した支援を報酬上評価することを提案いたします。

2. 共同生活援助（以下、「グループホーム」とする）における一人暮らし等に向けた支援の充実に向けて

障害があっても、本人が暮らしたい場所で、暮らしたい人と「ごく当たり前の生活」を営むことが保証されるよう、一人暮らし等を希望する利用者に対する地域との連携を基盤とした支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームの実現に向け、以下の通り提案いたします。

1) グループホームにおける地域協働加算の創設について

<意見>

グループホームにおける地域協働加算の創設を提案いたします。

2) 居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者の拡大について

<意見>

居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者のグループホームへの拡大を提案いたします。

3) 個別計画訓練支援加算のグループホームへの拡大について

<意見>

自立訓練（生活訓練）において算定できる個別計画訓練支援加算について、自治体への届出、精神保健福祉士等専門職による個別訓練実施計画の作成、毎月の計画の評価・見直し、関係者との情報共有等を条件として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームも加算対象サービスとすることを提案いたします。

4) 地域生活支援拠点等加算について

<意見>

市町村に地域生活支援拠点等として位置付けられた短期入所事業所については、緊急時の受入対応等の当該拠点等の役割の一端を担うことが、短期入所サービス費の算定における利用開始日の加算として評価されていますが、これを、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームのうち、特に地域生活支援拠点等として評価されるべき条件を満たす事業所（例えば前述「2-1」）のような加算等を算定した実績のあるグループホーム等）に拡大することを提案いたします。

3. 就労系障害福祉サービスにおける支援の推進に向けて

就労を希望する障害者のニーズの多様化や社会経済状況が変化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、障害者一人一人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが課題として示されました。そのため、就労系障害福祉サービスにおいて、よりきめ細かい支援を実施し、本人が望む暮らしの実現に向けて、以下を提案いたします。

1) 就労継続支援A型事業におけるスコア表の修正について

<意見>

就労継続支援A型事業におけるスコア表の以下の部分について、質の向上につながるよう修正することを提案いたします。

①「多様な働き方」の「②利用者を職員として登用する制度について」の項の2点目について、「前年度の実績がある」を「これまでに実績があり、雇用が継続している」とすること

②「多様な働き方」の「⑧傷病休暇等の取得に関する事項」の項の2点目について、「就業規則等で定めており、前年度の実績がある」を「就業規則等で定めており、これまでに実績がある」とすること

2) 就労継続支援B型事業における多様な評価軸に基づいたサービスの質の評価について

<意見>

就労継続支援A型事業と同様にスコア制を導入し、以下のような多様な評価軸に基づいてサービスの質を評価することを提案いたします。

- ①利用のフレキシブルさ（日数や時間について、短時間利用も受け入れているか）
- ②生産活動以外のプログラムがあるか（「就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練」として、強みや能力などに着目したものであるか等）
- ③利用者の参画（生産活動のことを利用者も一緒に考えたり意見を言ったりする機会を設けているか）
- ④作業の多様性や作業のための環境整備や配慮があるか

標 題 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

日 付 2023年11月21日

発 行 番 号 JAMHSW 発第23-344号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 自由民主党 政務調査会 障害児者問題調査会長 衛藤晟一 様

精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 精神科病院からの地域移行と地域生活の定着の着実な推進に向けて

令和2年患者調査では、精神病床における1年以上の長期入院者が未だに約17万人いる状況が分かっています。入院中の地域移行支援と地域移行後の自立生活援助の連続的・一体的な利用が促進され、長期入院等の解消がさらに進むよう、以下の通り提案いたします。

1) 自立生活援助のサービス管理責任者配置要件の緩和について

<意見>

相談支援事業所が自立生活援助の指定を受けやすくなるように、相談支援専門員の資格を以てサービス管理責任者としてみなすことを提案いたします。

2) 入所・入院中からの地域移行支援と自立生活援助を一体的に行った場合の実績としての評価について

<意見>

地域移行支援を提供し、利用者の地域移行後に引き続き自立生活援助の支援を行った実績が1人以上の相談支援事業所に対して、自立生活援助の基本報酬を引き上げることが提案いたします。

3) 地域定着支援の家族条件にかかる提示について

<意見>

地域定着支援の家族条件にかかる提示を自立生活援助と同様にすることを提案いたします。

4) 自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援の「日常生活支援情報提供加算」における情報提供先を訪問看護ステーションへ拡充し、複数機関への情報提供については加算の増額ができるようにすることを提案いたします。

5) 自立生活援助及び地域定着支援におけるICT活用について

<意見>

自立生活援助及び地域定着支援におけるICT活用として、電話以外のメールやビデオ通話等を活用した支援を報酬上評価することを提案いたします。

2. 共同生活援助（以下、「グループホーム」とする）における一人暮らし等に向けた支援の充実に向けて

障害があっても、本人が暮らしたい場所で、暮らしたい人と「ごく当たり前の生活」を営むことが保証されるよう、一人暮らし等を希望する利用者に対する地域との連携を基盤とした支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームの実現に向け、以下の通り提案いたします。

1) グループホームにおける地域協働加算の創設について

<意見>

グループホームにおける地域協働加算の創設を提案いたします。

2) 居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者の拡大について

<意見>

居住支援連携体制加算及び地域居住支援体制強化推進加算対象事業者のグループホームへの拡大を提案いたします。

3) 個別計画訓練支援加算のグループホームへの拡大について

<意見>

自立訓練（生活訓練）において算定できる個別計画訓練支援加算について、自治体への届出、精神保健福祉士等専門職による個別訓練実施計画の作成、毎月の計画の評価・見直し、関係者との情報共有等を条件として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームも加算対象サービスとすることを提案いたします。

4) 地域生活支援拠点等加算について

<意見>

市町村に地域生活支援拠点等として位置付けられた短期入所事業所については、緊急時の受入対応等の当該拠点等の役割の一端を担うことが、短期入所サービス費の算定における利用開始日の加算として評価されていますが、これを、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援を実施するグループホームのうち、特に地域生活支援拠点等として評価されるべき条件を満たす事業所（例えば前述「2-1）」のような加算等を算定した実績のあるグループホーム等）に拡大することを提案いたします。

3. 就労系障害福祉サービスにおける支援の推進に向けて

就労を希望する障害者のニーズの多様化や社会経済状況が変化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、障害者一人一人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが課題として示されました。そのため、就労系障害福祉サービスにおいて、よりきめ細かい支援を実施し、本人が望む暮らしの実現に向けて、以下を提案いたします。

1) 就労継続支援A型事業におけるスコア表の修正について

<意見>

就労継続支援A型事業におけるスコア表の以下の部分について、質の向上につながるよう修正することを提案いたします。

①「多様な働き方」の「②利用者を職員として登用する制度について」の項の2点目について、「前年度の実績がある」を「これまでに実績があり、雇用が継続している」とすること

②「多様な働き方」の「⑧傷病休暇等の取得に関する事項」の項の2点目について、「就業規則等で定めており、前年度の実績がある」を「就業規則等で定めており、これまでに実績がある」とすること

2) 就労継続支援B型事業における多様な評価軸に基づいたサービスの質の評価について

<意見>

就労継続支援A型事業と同様にスコア制を導入し、以下のような多様な評価軸に基づいてサービスの質を評価することを提案いたします。

①利用のフレキシブルさ（日数や時間について、短時間利用も受け入れているか）

②生産活動以外のプログラムがあるか（「就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練」として、強みや能力などに着目したものであるか等）

③利用者の参画（生産活動のことを利用者も一緒に考えたり意見を言ったりする機会を設けているか）

④作業の多様性や作業のための環境整備や配慮があるか

標 題 ムンター・アミラ氏の即時釈放要求について

日 付 2023年12月26日

発 信 者 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）／公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳

ソーシャルワーカーであり人権擁護者であるムンター・アミラ氏の即時釈放を要求する声明が、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）グローバル本部から発出されました。

ムンター氏の拘束は、個人としての権利に対する侮辱であるだけでなく、世界中の人権擁護者としてのソーシャルワーカーの権利に対する広範な攻撃を意味しています。私たち、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）は、国際社会、ソーシャルワーカー、人権団体に対してムンター氏の自由とすべての人々の人権尊重を主張する本声明を支持いたします。

標 題 群馬県桐生市における不適切な生活保護行政に対する声明

日 付 2023年12月27日

発 信 者 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）／公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口百香、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳

私たち日本ソーシャルワーカー連盟（以下「JFSW」という。）は、さまざまな要因により生活上の困難を抱えた方の権利擁護と社会福祉の増進を共通の使命とするソーシャルワーカー4団体によって構成された連合組織です。

報道によれば、群馬県桐生市では、生活保護費を1日1千円ずつ窓口で分割支給し、本来支給されるべき生活扶助費の約半額以下しか支給していなかったことや、生活保護受給者などの認め印を1944本預かり、職員が書類に押印していたこと、また、受給者からの預かり証なども存在しなかった事実があるとされています。

生活保護制度は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。今回の報道が事実であれば、このような桐生市の生活保護行政は、生活保護の理念に照らして明らかに不適切、かつ生活保護受給者の権利を侵害するものであり、本件については、2023年12月15日付で、群馬司法書士会、群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬弁護士会の4団体連名による「生存権を守り、適法に生活保護を実施することを求める共同声明」が別紙のとおり、発出されています。

JFSWは、群馬県内4団体によるこの共同声明について、全面的な支持を表明するとともに、桐生市に対し、国民にとって「最後の砦」である生活保護制度が、専門性に裏打ちされた適切な運用がなされるよう要望します。

標 題 「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（案）」に関する意見

日 付 2024年1月5日

発 信 者 JAMHSW 発第23-392号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 アルコール健康障害対策推進室 室長 江口満様

本協会は、精神障害者やメンタルヘルスの生きづらさを抱えた方々の社会的復権とウェルビーイングを実現するために活動をしている公益団体です。アルコール依存症や飲酒による社会的な弊害（アルコール関連問題）は精神保健福祉の支援が必要であり喫緊かつ重要な課題であると認識しています。

今般、第2期アルコール健康障害対策推進基本計画における基本的施策として提示された「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）が、真に国民の健康に寄与する実効性のあるものとなるよう、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 飲酒はしないことが最も良いと明記してください。

- ガイドラインによって、「1日に男性40g、女性20gまでは飲んでいい」という間違った認識が独り歩きし国民に広がることのないようにしてください。
- 各自治体において、第1次「健康日本21」で示された「節度ある適度な飲酒として、1日平均純アルコールで約20g程度である旨の知識を普及する」を指標とし、「アルコール健康障害対策推進計画」を地域の関係団体と協働して啓発活動を推進してきた歴史があります。この指標が消えることは、今まさに取り組みが進められている「第2期アルコール健康障害対策推進計画」の策定に大きな混乱を生じさせるばかりでなく、国民

の健康増進のためにする官民協働による長年の努力と成果を根底から崩し、大きな混乱を生じさせてしまいます。

- 3の(3)①「アルコール依存症とは」に続く説明の「大量のお酒を長期にわたって飲み続けることが主な原因で発症」の表現について、「大量」の捉え方は個人で異なり混乱を招きかねません。ここは「不適切な量のお酒」という文言に変えることを提案します。
- 4の(1)から(2)にかけて、非常に解りにくい説明になっています。結果として「男性は40g飲んでもいい」という誤解に繋がることを甚だ危惧します。上述の「健康日本21」で示す指標と共に、国立高度専門医療研究センター6機関の共同研究に基づく「疾患横断的エビデンスに基づく健康寿命延伸のための提言(第一次)」の「飲む場合は、1日あたりの飲酒量は、男性でアルコール量に換算して約23g程度(日本酒なら1合程度)、女性はその半分に抑える」もまた文中に併記することによる、節度ある飲酒量の徹底周知に努めてください。(※1)

2. ガイドラインを用いて、アルコール依存症の理解を促進してください。

- 個人の身体的健康への表記にとどまらず、不適切な飲み方による家族への影響や社会的な側面からみた関連問題についての説明も加えてください。
- 例えば、酔って人格が変容したかのような言動に出ることは、夫婦間暴力に発展することが少なくなく、それはまた児童の成育過程に安心・安全を感じられない虐待環境となると言っても過言ではありません。
この環境の影響を受け、人と安定した関係を作れない「生きづらさ」を抱えた子ども達を1970年代にアメリカのソーシャルワーカーらは「アダルトチルドレン」という言葉で表しました。おおよそ50年経った今日、精神保健福祉の現場では、世代間で負の連鎖が続く深刻な課題としてとらえています。
また、一般医療の現場に働く医療従事者や救急隊員は、酩酊者による暴言・暴力にさらされています。実際、各種の薬物を有害度でランクづけした研究では、アルコールが他の薬物を抜いて「他者への害」と「自身への害」の総得点でワースト1位という結果が示されています。(※2)
- ②「行動面のリスク」の項目には、「アルコール依存症に罹患している人たちははじめ、アルコールの不適切な使用により表出される怒りは、虐待あるいはネグレクト環境を招く等の家族の混乱を生じさせる場合が少なくありません。」を追記してください。(※3)
- 内閣府による「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」によると、アルコール依存症についての国民のイメージは、極めてネガティブなものです。
アルコール依存症者を「酒に酔って暴言を吐き、暴力を振るう」人であり、「昼間から仕事にも行かず、酒を飲んでいる」人であるという見方をしている回答が多数を占めています。
アルコール依存症者の本来像である「断酒を続けることで回復する」と理解する人は極めてわずかです。ガイドラインでは、アルコール依存症者とその家族の回復を阻む、こうしたスティグマの解消に繋がる記述が追加されることを強く期待します。(※4)

3. 発がん性との関連をはじめとして、不適切な量のエチルアルコール摂取の常態化がもたらす深刻な身体的合併症について、わかりやすく説明をしてください。

- 知識の欠如により安易にエチルアルコールを摂取してがんに罹患した方たちの語りを多々聞かなかで、依存症専門治療後においても回復に必要な自助グループへの参加を暮らしの軸として、断酒によって生活を再建しようとしている最中に、食道がんや乳がんなどの身体疾患で亡くなる方々を目の当たりにすることも少なくありません。飲酒と深刻な身体疾患の関係性について、わかりやすく正しい知識を普及することは重要であると実感しています。ついては、下記の表を知識の普及のためにガイドラインで示してください。
- エチルアルコールには心血管毒性、発がん性があり、世界心臓学会、アメリカ臨床腫瘍学会でも「飲まないことがベストである」としています。(※5)
- 研究論文で示された量は適量あたり量ですが、「程度」という表現で概括して国民にわかりやすく提示するのが、ガイドライン作成の目的であるはずですが。

<疾病別リスクと飲酒量(純アルコール量)>

少しの飲酒でもリスクが上がる	高血圧(男女)・胃がん(男性)・食道がん(男性)・脳出血(女性)
----------------	----------------------------------

日々10g程度でリスクが上がる	乳がん（女性）・脳梗塞（女性）
日々20g程度でリスクが上がる	大腸がん（男女）・脳出血（男性）・前立腺がん（男性）・肝がん（女性）・胃がん（女性）
日々40g程度でリスクが上がる	脳梗塞（男性）・喫煙者の肺がん（男性）
日々60g程度でリスクが上がる	肝がん（男性）

（※1）疾患横断的エビデンスに基づく健康寿命延伸のための提言（第一次）（令和3年2月）

[URL] <https://www.ncc.go.jp/jp/icc/cohort/040/010/index.html>

（※2）David Nutt: Drug harms in the UK: a multicriteria decision analysis. Lancet, 2010

（※3）猪野亜朗，金田一賢顕，松永哲夫，猪野美春，吉本尚：「怒りと飲酒の繋がり」医療関係者を中心に行った調査—第四報—，日本アルコール・薬物医学会雑誌，58（2），1-21，2023.

（※4）「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」の概要（令和5年11月／内閣府政府広報室）

（※5）World Heart Federation: THE IMPACT OF ALCOHOL CONSUMPTION ON CARDIOVASCULAR HEALTH. 2022. 邦訳：心臓血管の健康への飲酒のインパクト LoConte, NK, Brewster, AM, Kaur JS, Merrill, JK, Alberg, AI: Alcohol and Cancer: A Statement of the American Society of Clinical Oncology. 2017.

邦訳：アルコールと癌：アメリカ臨床腫瘍学会の声明

標 題 【見解とメッセージ】滝山病院入院患者虐待事件に関する調査報告書及び虐待防止提言書の公開を受けて

日 付 2024年2月9日

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 すべての精神保健福祉士の皆さまへ

2023年2月に報道された医療法人社団孝山会滝山病院（以下「滝山病院」という。）での入院患者への虐待行為についてはその後刑事処分が確定し、2023年12月18日に滝山病院第三者委員会による調査報告書（以下「報告書」という。）が、また同12月27日には滝山病院・虐待防止委員会による提言書（以下「提言書」という。）が、それぞれ公表されました。2020年の神戸、2022年の静岡における報道など、精神科病院での相次ぐ患者虐待事件の発覚も記憶に新しいところであり、今回の報告書及び提言書の内容を踏まえ、精神障害者の権利擁護と社会的復権を使命とする職能団体としての見解を示すとともに、2024年度の改正精神保健福祉法施行を前に、すべての精神保健福祉士の皆さまにメッセージを発信いたします。

1 報告書及び提言書を受けて私たちが認識すべきこと

（1）虐待を生みやすい組織風土の問題が中心にあると考えます。

本事件は、虐待を行った職員個人のモラルや倫理観のみに帰結できない問題を孕んでいます。病院管理者を中心とする経営陣による法令遵守意識の欠如、及び職員の大半が問題を認識しながら改善につなげられなかった組織の脆弱さや風土が虐待を常態化させるに至ったものと認識しています。

（2）「退院促進措置」の機能不全が背景にあると考えます。

入院患者への退院支援が不十分であったことは、精神保健福祉士が配置されずソーシャルワークが展開されてこなかったことから明らかです。退院後生活環境相談員は本来の役割を果たせず、また、医療保護入院者退院支援委員会は形骸化しており、精神保健福祉法で定められた退院促進措置が十分機能しなかったことも、結果として虐待や不適切ケアを見過ごすことに繋がっていたものと考えます。

（3）精神科患者の透析等の身体合併症への対応困難を放置してきた行政の責任があると考えます。

「精神疾患のみならず重度の身体合併症を併発して人工透析等の治療が日常的に必要な患者の方々の診療・治療の難しさを実感させられた」との報告は、東京都及び近郊に居住し重度慢性の身体疾患を抱える精神障害者が滝山病院を頼らざるを得なかった事態を示唆しています。精神障害者が適切な身体科医療を受けることの難さを長年認識しながら適切な医療施策を講じてこなかった行政に責任があるものと考えます。

（4）他医療機関、生活保護行政等が、最後の受け入れ先として滝山病院を利用し続けていたという問題があると考えます。

滝山病院が健全な医療体制を備えていないことを知りながら、透析が必要な患者の転院先として滝山病院を選

押し続けてきた他医療機関等、それを容認してきたり直接的にも滝山病院を活用してきたりした生活保護行政等の実情は、本事件の背景にある問題と考えられます。他医療機関や生活保護行政等の関係者には、問題を傍観してきた自らの姿勢に関する反省が必要だと考えます。

(5) 形式的な改善報告を容認し、指導結果を確認しなかった東京都の不作為も問題であったと考えます。

東京都は、精神保健福祉法に基づいて実施指導を行い、数年に渡って「虐待を防止するための必要な措置を講じること」など改善指導を行いながら、書面による改善報告を受けただけで指摘事項の改善状況を把握していませんでした。このような不作為により更なる虐待を防止することができなかったものと考えます。

(6) 「必要悪」を容認してきた社会の在り様自体を変革しなければならないと考えます。

家族や行政、近隣の医療機関及び支援関係者が滝山病院に依存していた実態は、誰かの人権を犠牲にして便益性を求める社会の姿を現しており、「必要悪」として容認し傍観してきた事実は大きな問題です。歴史的にみても、特に精神科病院において繰り返されてきた権利侵害の構図は、滝山病院の問題を生み出した社会の問題と重なります。今回の事件の発覚と背景の検証を機に、今度こそ精神障害者が我慢や苦難を強いられることのないよう人びとの認識を改め、社会構造を変えていかなければならないと考えます。

2 私たち精神保健福祉士が取り組むべきこと

(1) 滝山病院の現入院患者の望む暮らしの実現に向けて、各自の最善の実践をしてください。

滝山病院に入院中のすべての方の権利擁護を意識し、速やかに退院や転院を希望する入院患者への支援を行う必要があります。一人ひとりの精神保健福祉士が、この事件を静観せず主体的に最新情報を集め、滝山病院は元より東京都や一般社団法人東京精神保健福祉士協会等と連携して、ご自身の立場で最善の実践をしてください。

具体的には、滝山病院で行なわれている退院・転院支援を側面的に支え、入院患者が望む場所に移るために、各市町村等自治体や関係機関と協力して受け入れ態勢を整える必要があります。本協会としても東京精神保健福祉士協会と連動し、引き続き情報集約と発信に努めてまいります。精神保健福祉士として、滝山病院及び入院患者の動向に関心を持ち続け、個人もしくは組織として最善の実践を展開してください。

(2) 精神障害者が適切に医療を受けられるように身体科医療との連携と体制整備を進めてください。

精神障害者が精神疾患や障害を理由として適切な身体科医療を受けられないことは、障害者差別にあたります。合理的配慮の観点に立ち、事態の改善に向けて身体科医療との連携を強めるとともに、自治体単位での医療提供体制の整備に取り組んでください。

(3) 当事者の人権が守られる組織風土を各精神科病院において増幅、構築してください。

人権意識の低下した組織風土は、社会の抑圧や排除、人々の価値観の違い、あるいは支援者の優位性など、さまざまな要因によって生じます。精神科病院内で虐待や権利侵害が起きるこうしたメカニズムを正しく理解し、その防止に向けてセルフチェックや職員間の相互点検を恒常的に行う必要があります。精神保健福祉士として、自組織をはじめ、地域・圏域単位で虐待の未然防止のために多職種や関係者との協議及び対策立案に関与し、当事者の人権が守られる組織風土を確立してください。

(4) 行政監査の実効性を高めてください。

精神障害者の人権が守られるには、行政監査が実効性のあるものでなくてはなりません。

行政機関に勤める精神保健福祉士は行政監査を適切に行い、精神科病院に勤める精神保健福祉士は指摘事項の正しい把握と改善を行い、両者が状況確認をくり返すことで行政監査の実効性を高め、地域に信頼される精神科病院作りのために協働してください。

(5) 精神科病院の虐待防止、入院者訪問支援事業に積極的に関与してください。

2024年4月に施行される改正精神保健福祉法により、精神科病院での虐待やそれが疑われる事案を発見した者には通報義務が課せられます。また、虐待相談窓口の設置や職員への教育等、虐待対応への仕組み作りが必須となります。精神保健福祉士はこれらに積極的に関与し、市町村、都道府県内の精神保健福祉士間の情報交換を行い仕組みの整備に努めてください。

あわせて本改正では「入院者訪問支援事業」（都道府県の任意事業）が創設され、外部の支援員が病院を訪問し、市町村長同意による非自発的入院者等と交流を図ることができるようになります。本事業は入院患者の権利擁護を推進する重要な取り組みですので、希望する入院患者が利用できるような事業の周知を図るとともに、確実な事業の実施に向けて自治体との協働を強化してください。

(6) 協議の場を活用して地域移行支援に取り組んでください。

権利侵害に関わる事案は、精神科病院に勤務する精神保健福祉士に限らずすべての精神保健福祉士が自らの実践課題として捉える必要があります。滝山病院に限らず精神科病院からの退院を希望している方が望む場所への生活に移行することができるよう、「自立支援協議会」や「にも包括」等の協議の場を活用し、退院阻害要因の解決に向けた地域の基盤整備と合わせて、地域移行支援を推進してください。

【都道府県支部へのお願い】

各都道府県支部は都道府県精神保健福祉士協会と連携し、滝山病院事件を含む患者虐待事件の記憶を風化させることなく教訓化するとともに、精神保健福祉士一人ひとりが自らのミッションを自覚し、精神障害者の「権利擁護」や「社会的復権」の実践をすることができるよう取り組んでください。本協会としては、各地での取り組み課題を提案するとともに、その成果を全国で共有する機会を設けていきたいと計画しています。

本協会構成員の積極的な関与を何卒よろしくお願いいたします。

＜補足＞滝山病院での虐待報道後の本協会の取り組み

- ・理事会や関連する各委員会等での情報集約
- ・滝山病院の入院患者意向調査を行っていた一般社団法人東京精神保健福祉士協会との情報交換
- ・精神科病院における被虐待患者への支援のあり方等に関する講演会の開催（於「2023年度都道府県支部長・事務局長会議」と、各都道府県支部等で同テーマについて考える機会の提供（講演動画を本協会WEBサイト（会員ページ）で公開中）
- ・2023年第1回ブロック会議において、「全国精神科医療機関における虐待に対する予防・防止にかかる件、精神科医療と身体合併症治療の問題、医療保護入院における市町村長同意の現状等」に関して協議

標 題 精神障害のある刑務所出所者等の支援に関する意見書

日 付 2024年3月14日

発 翰 番 号 JAMHSW 発第23-476号

発 信 者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村綾子

提 出 先 法務省 矯正局長 花村博文 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）では、「刑事司法精神保健福祉委員会」を設置し、精神障害のある刑務所出所者等の社会復帰支援の在り方について検討を重ねております。2009年度より特別調整がスタートし、矯正施設（刑務所、少年院）にて精神保健福祉士又は社会福祉士の非常勤配置が始まり、2014年度からは常勤の福祉専門官の配置が進められております。しかしながら、矯正施設という司法領域におけるソーシャルワークの展開においては、施設内での福祉職の立ち位置や関係機関との連携等、未だ多岐にわたる課題があるものと推察いたします。

そこで、本協会では別紙のとおり、昨年3月に矯正施設に勤務する福祉専門官及び非常勤の福祉職の方々を対象としたオンライン座談会を開催し、現状と課題の実態把握を行いました。その結果をもとに、矯正施設における精神障害者の支援がより円滑に進められるように、下記のとおり提案いたしますので、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 矯正施設内における精神障害者への支援において、障害特性に関する知識等をもつことでより適切な支援が行えると考えます。特に受刑生活を支える刑務官においては、障害特性に加えて、地域での障害福祉サービスなどを知っていただくことで、社会復帰支援につながる処遇を期待できると考えます。

刑務官等を対象とした研修会などを実施する場合、協力できる人材等については、ぜひ本協会までご相談ください。

2. 福祉的支援が必要な受刑者は、出所後すぐに福祉等のサービスを利用することが重要です。そこで、年金、各種障害者手帳、介護保険、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の申請に要する診断書等の作成を必要とする場合がありますが、矯正施設医務部などの協力と理解が不可欠です。

一方で、矯正施設内の医師不足の課題や受刑者医療そのものの限界を地域側も理解し、できる協力を考える必要もあります。精神科治療を要する受刑者の医療環境改善に関係する協議等には、専門職団体として、本協

会も協力できる余地があると考えます。

3. 長期受刑者や累犯者に対しては、出所後の生活を円滑に営めるよう、出所後の地域生活において多様なサービス等を活用するための中間処遇施設と連動したプログラムの導入が重要です。プログラム等の実施の際には、刑務所内の人的資源に加えて、地域の多様な人材を積極的に活用してください。

特に精神障害者の支援においては、出所者が受刑中に得た生活習慣等が及ぼす社会生活上での弊害や、社会生活とのギャップから生まれる課題を地域の支援者が矯正施設側に伝えることで、さらにシームレスな体制強化を目指すことができると考えます。

4. 刑務所が独自に帰住調整をする際にも、地域の支援者が当事者を理解し、お互いの信頼関係を出所前に構築することが重要です。一方で、精神科医療機関を含む地域支援者との連携においては、司法領域の特性から機密性の高い内容を取り扱うため、事前の情報提供、情報共有に関して慎重な対応が求められます。

本人の生活上の課題に着目した際、矯正施設側と地域支援者側の課題のとらえ方に乖離が生じることもあることから、帰住先の地域の精神科医療機関や地方公共団体職員等による事前面談等の環境改善が図られていますが、実態としては不十分であると理解しています。特に、福祉的支援が必要な受刑者が元の居住地域から遠隔にある矯正施設に収容された場合、希望する帰住先の地域との連携、調整に困難が生じ、出所する際に必要な支援を受けることができないことがあります。

地域移行後の生活との切れ目のない支援を提供できようとするため、円滑な情報共有を可能とする根拠規定の整備や、刑務所の福祉専門官等が帰住予定地域での会議に出席するための旅費等の予算措置をお願いいたします。

標 題 第8回精神保健フォーラム 宣言

日 付 2024年3月23日

発 信 者 第8回精神保健フォーラム参加者一同

私たちは本日、精神保健従事者団体懇談会主催の「第8回精神保健フォーラム」に集いました。

精神保健従事者団体懇談会は1986年の発足以来、精神保健・医療・福祉の改善を図ることを目的とした活動を行ってきていますが、40年近く経った今、私たちはどのような地点にいるのでしょうか？

1958年の厚生事務次官通知の“精神科特例”は2000年の医療法改正により医療法施行規則に組み込まれました。2011年に精神疾患が5疾病5事業に位置付けられましたが、地域医療構想に精神科は含まれることはなく、独自の道を歩み続けています。2014年の精神保健福祉法改正では医療保護入院の保護者制度が廃止となりましたが、家族等同意という形でその枠組みは維持されたままです。

このような構造の下、精神科病院は6割以上が1年以上の長期入院者、6割近くが65歳以上の高齢者といういびつな形になってしまっています。精神保健従事者団体懇談会の発足は、宇都宮病院事件のあった時期に遡りますが、40年近く経った現在においても未だに、神出病院、滝山病院などにおいて患者さんの人権を侵害する事件が起きていることは極めて大きな問題であり、私たち従事者にとっても当然の倫理観、人権意識が強く求められるところです。

我が国は、既に2014年に障害者権利条約を批准しており、同条約第4条“一般的義務”では、「締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する」としています。

私たちは、障害者権利条約批准国に相応しい精神保健医療福祉体制を構築していかなければなりません。そのためには、精神保健医療福祉の構造問題を1つ1つ解決し、時代に相応しい法制度を構築していく必要もあります。

私たちは、今まで以上に、精神保健医療福祉に関わる者として、現場や制度の中にある差別を見逃さず、障害をもった方のニーズに応え、健康を作り出す従事者として日々邁進し、今般の改正精神保健福祉法の実施状況を注視しつつ、法や制度のあるべき姿を追求することをここに宣言します。

以上